

## 令和8年第1回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 3月6日(金曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(令和7年度板倉町一般会計補正予算(第6号))	11
○承認第 2号 専決処分事項の承認について(令和7年度板倉町一般会計補正予算(第7号))	11
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算(第3号))	11
○議案第 1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定について	14
○議案第 2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	15
○議案第 3号 板倉町職員等の旅費に関する条例の全部改正について	17
○議案第 4号 板倉町議会委員会条例及び板倉町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 5号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	20
○議案第 6号 板倉町保育所条例の一部を改正する条例について	23
○議案第 7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	24
○議案第 8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	24

○議案第 9号 町道路線の廃止について .....	25
○議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について .....	26
○議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について .....	26
○議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について .....	27
○議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	27
○議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	27
○議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	27
○議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について .....	27
○散会の宣告 .....	29
散 会 (午前10時57分) .....	30

第4日 3月9日(月曜日)

○議事日程 .....	31
○本日の会議に付した事件 .....	31
○出席議員 .....	31
○欠席議員 .....	31
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	31
○職務のため出席した者の職氏名 .....	32
開 議 (午前 9時00分) .....	33
○開議の宣告 .....	33
○諸般の報告 .....	33
○一般質問 .....	33
森 田 義 昭 議員 .....	33
青 木 秀 夫 議員 .....	41
小 林 武 雄 議員 .....	54
須 藤 稔 議員 .....	65
○議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について .....	71
○議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について .....	71
○散会の宣告 .....	72
散 会 (午後 1時44分) .....	72

第14日 3月19日(木曜日)

○議事日程 .....	73
○本日の会議に付した事件 .....	73
○出席議員 .....	73
○欠席議員 .....	73

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	7 3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	7 4
開    議    （午前 9時00分） .....	7 5
○開議の宣告 .....	7 5
○諸般の報告 .....	7 5
○議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について .....	7 5
○議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	7 5
○議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	7 5
○議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	7 5
○議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について .....	7 5
○閉会中の継続調査、審査について .....	7 6
○町長挨拶 .....	7 6
○閉会の宣告 .....	7 8
閉    会    （午前 9時13分） .....	7 8

板倉町告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和8年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月3日

板倉町長 小野田 富 康

1. 期 日 令和8年3月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	永 田	亮	議 員	2 番	須 藤	稔	議 員
3 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員	4 番	尾 澤	将 樹	議 員
5 番	青 木	文 雄	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	小 林	武 雄	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	荒 井	英 世	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

# 令和8年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年3月6日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号））
  
- 日程第 9 議案第 1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第 2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 3号 板倉町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第 4号 板倉町議会委員会条例及び板倉町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
  
- 日程第13 議案第 5号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 6号 板倉町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第 9号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第19 議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について
- 日程第21 議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪之本 佳奈子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	小 林 武 雄	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
11 番	青 木 秀 夫	議員	12 番	荒 井 英 世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
荻 野 剛 史	総 務 課 長
橋 本 貴 弘	企 画 財 政 課 長
長 谷 見 晶 広	税 務 課 長
佐 山 秀 喜	住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明	福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀	健 康 介 護 課 長
栗 原 正 明	産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一	都 市 建 設 課 長
福 知 光 徳	会 計 管 理 者
石 川 由 利 子	教 育 委 員 会 長 事 務 局
栗 原 正 明	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

新 井 智	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荒井英世議長 ただいまから告示第12号をもって招集されました令和8年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○荒井英世議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出されました例月出納検査結果報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきまして、配付した文書表のとおり、陳情2件が提出されております。なお、陳情2件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、諮問2件、承認3件、条例の制定2件、条例の改正6件、町道路線の廃止1件、令和7年度補正予算2件、令和8年度当初予算5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○荒井英世議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番 永 田 亮 議員

2番 須 藤 稔 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○荒井英世議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、今定例会の会期及び日程についてご報告を申し上げます。

2月20日に開催した議会運営委員会において協議した結果、会期については、本日3月6日から19日までの14日間と決定いたしました。

次に、日程でございますが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、諮問第1号及び諮問第2号、承

認第1号から承認第3号まで、並びに議案第1号から議案第9号までについて、提案者による提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第10号及び議案第11号の補正予算関係2議案、並びに議案第12号から議案第16号までの令和8年度当初予算関係5議案については、提案者による提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係2議案について審査の上、委員会採決を行います。

3月7日及び8日の休会を挟み、第4日目の9日は、4名の議員が一般質問を行います。なお、一般質問終了後、予算決算常任委員会へ付託した補正予算関係2議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。

第5日目の3月10日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第6日目の3月11日及び第7日目の12日、13日から15日までの休会を挟み、第11日目の16日及び第12日目の17日の4日間で予算決算常任委員会を開催し、令和8年度当初予算関係5議案の審査を行います。なお、審査最終日となる3月17日には、予算案全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

3月18日の休会を挟み、最終日となる第14日目の19日は、予算決算常任委員会へ付託した令和8年度当初予算関係5議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。次に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○荒井英世議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日3月6日から19日までの14日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○荒井英世議長 日程第3、町長の施政方針を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年の板倉町議会第1回定例会ということで、公私ともお忙しい中、議員各位におかれましては、12人全員のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、ご承知のとおりの方もいらっしゃるかと思うのですが、上毛新聞、また読売新聞にも載ったのかなという部分でございますけれども、2件、町のことが新聞紙上に載せられているということで、1件は誠に申し訳ない部分なのですが、先般2月8日の総選挙において、国民審査、裁判官の任命に関する部分なのですが、選管のほうで不手際がございまして、1枚多く配ってしまったという部分がございましたので、再発防止に向けてしっかりと励んでいきたいというふうに思っておりますのと、まさに昨日でありましたけれども、税務課職員に対する脅迫ということで、カスタマーハラスメントの最たるもの、脅迫とい

うことで発生した事案につきまして、警察と相談をいたしましたところ、かなり悪質であるという部分も含めて逮捕に至ったという部分につきまして、新聞沙汰になってしまったということで、ご心配をおかけしている部分もあるのかなというふうに思っているところであります。

また、3月の定例会という、以前までは3.11の犠牲になった方、また、けがをされたり避難をされている方を含めて黙祷を捧げていたところだったのですが、本日はそういったことなく、今回進めさせていただいているところであります。

振り返ると、15年という節目に当たる年になるわけですけれども、振り返ってみたときに、15年前、自分はそのとき何をしていたのかなということを考えたときに、当然15歳若くて、仕事も別な仕事、農業をしておりました。また、町の消防団の副団長として活動していたという中で、大変今でも思い出されるそんな場面場面を思い出すときに、こういった震災、これは人間の力ではなかなか止めることはできないものですが、いざ災害が起こったときにどういふふうな対応をするかというのが、町を預かる私、また町執行部の責任であると、責務であると、深く思いを致すところであります。

たまたま2時46分でしたか、発生したとき、すごい大きな揺れだなということで周りを見たとき、たまたまうちのぼろい長屋の屋根のぐしが落ちておりまして、これは大変だということで、近隣の古い家等を見回りに行って、戻ってきたときにはもう消防団の招集がかかっておりまして、ずっと自分の仕事はできなくなってしまいましたけれども、消防署に駆けつけて町の状況を確認していたというのをよく覚えております。

そして、程なくしてたしか停電になったのですけれども、消防署には非常用電源がありましたので、東北地方のすさまじい津波も、生ではないのしょうけれども、ライブでテレビで見ていたと、大変恐ろしいことが、これが津波というものなのかなというのを実感したところでございました。

こういった災害をなくしていきたいという思いは強いですが、今災害と同じように大変な事態が世界各国で起こっております。ロシアによるウクライナ侵攻はまだまだとどまる様子もなく、ベネズエラにおいては大統領の拘束と、アメリカによるですが、発生したり、また今ニュース、新聞、ネットニュース等を見てもイラン情勢が声高に語られております。

こういった立場でこれを見るかによって、正義と不正義というのはあるのかもしれませんが。皆さんのやはりこれは一人一人の主観によって考え方が変わってきますので、私からこれが正しい、あれが正しい、イエスかノーかというのを、白黒をしっかりとらつきりつけるというのは難しい部分もあるかと思っておりますので、この件に関しては、特に私から申し上げることはございませんけれども、それによる影響というのは、日本だけではなくて、県、町に至る末端の自治体においても、今後大きな問題として起こってくるのかな。それはもちろん世界的にもでございます。

特にエネルギー、原油の部分を90%以上海外に依存している日本といたしましては、ホルムズ海峡がほぼ封鎖されているという状況におきましては、油が入ってこない、原油が入ってこないということは、全ての電力、電気、ガス部分について、今後懸念がされるということで、原油価格が上がってくれば、ガソリン、軽油、灯油、重油、全ての生活、また経済活動に影響がわたるといふ部分について、せつかく減税等を推し進めている中で、元の値が上がってしまえば相殺をされてしまうという部分もございまして、今後の物価の高騰、これには注視をしていかなければいけないのかなというふうに思っているところでもあります。

これが長引けば長引くほど国は疲弊していきますし、県も疲弊し、いずれは町にもこれが及んでくるとい

うことに関しまして、大変懸念をしているところでもありますので、今後の国がどうやって動いていくのかという部分については注視をしていきたいというふうにも考えているところでもあります。

また、国内におきましても、2月8日、衆議院の総選挙がございまして、圧倒的な与党の勝利という形で幕を閉じた選挙でございました。これについて、よしあしどういった部分があるのかなというふうにも考えるところがございますけれども、ある意味では自民党だけで全ての法案を通すだけの力を得たということで、スピーディーな法案の処理、また現政権の思ったことが全て通せるという面と、逆に言えばブレーキをかける野党の力が弱まっているということで、与党の暴走、安倍一強の時代というのもございましたけれども、よしあしを含めてどういった形で国が進んでいくのかという部分は、町に直結してくる問題でございますので、地元選出議員等とも相談をしながら、今後のことを進めていきたいというふうにも思っているところでもあります。

とにもかくにも、高市首相が唱える強い経済、また責任ある積極財政ということでございますので、これについては、町においても予算の振り分けというのも多く来ると予想をしておりますので、悪いことではございませんけれども、それが責任があるが、どこにどれぐらいの責任があるのかという部分は不透明なところもございますので、今後町としてもしっかりと協力をしながら進めていくべきは進めていくし、言うべきところは代議士等を通してお伝えしていきたいというふうにも思っているところでもあります。

ということで、今回まだ予算は今審議中がございまして、実際のところ通っておりません。土日も含めて審議も進めるということで、年度内の成立を国としては目指しているところではございますけれども、去年の12月に閣議決定をされた令和8年度の国の一般会計予算については122兆3,092億円、当初予算としましては過去最大であった昨年をさらに上回る予算となっております。税収は83兆7,350億円を見込み、これも過去最大の状況となっております。新規国債発行額は29兆5,840億円で、17年ぶりに国債発行額が30兆円を下回った昨年よりはやや上回ったものの、比較的抑えられた額になっており、公債依存度は令和7年度よりも低下し、24.4%となりました。国の一般会計当初予算のプライマリーバランスは、28年ぶりに黒字に転換をしております。

歳出では、社会保障費が高齢化に伴い、増加しているほか、防衛費も増加しています。また、コロナ禍で増えた借入れの返済などによりまして、国債費が初めて30兆円を超える額となっております。地方財政対策としては、物価高への対応、教育無償化への対応、防災・減災対策の推進、公営企業の経営基盤の強化などが挙げられております。

それに伴いまして群馬県の予算の概要といたしましては、総額8,486億円、令和7年度から408億円の増となっております。収入としては、県税収入を令和7年度から0.7%、20億円増の2,800億円、県債は11億円減の462億円としておるところでございます。

山本知事によりまして、難局突破&先駆的未來投資予算と銘打たれた予算は、重点施策として賃上げ対策、子育て、教育、医療、福祉の充実、新たな富の創出に向けた未来への投資、県民の幸福度向上、財政の健全化の確保を挙げております。具体的には、県内中小企業等への支援、高校授業料の無償化などの負担軽減、デジタル人材や新技術開発支援、災害インフラ整備などが挙げられております。

それに伴いまして、板倉町の予算につきまして、令和8年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の合計は107億6,195万1,000円となり、令和7年度と比べて4.1%、4億2,068万6,000円の増となりました。令和7

年度当初予算と比べて、一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計が増加し、国民健康保険特別会計が減少しております。一般会計予算につきましては、令和7年度から4.3%、2億8,000万円の増、67億8,000万円といたしました。

歳入について、町税は農産物価格上昇に伴う収入増などにより、個人町民税が約4,000万円、固定資産税が家屋分を中心に8,358万円の増加を見込むため、総額では1億2,497万円の増としております。各種交付金については、国の地方財政計画の数値と過去の歳入額を基に算出しており、約1億円の増加を見込んでおります。特に地方特例交付金については、暫定税率廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収分や自動車税、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う減収分が補填されるため、約2,100万円の増となっております。

地方交付税については、令和7年度の見込みがやや過大であったことや令和8年度の税収増が見込まれることから1億1,500万円の減としております。使用料及び手数料は、令和8年度から群馬の水郷の釣り施設を町が管理するため、その使用料収入が増となっております。

国庫支出金はシステムの標準化関連や学校のタブレット更新が終了したため、補助金が減少をしております。県支出金は、民生費関係の負担金の増、小学校の給食費無料化に伴う補助金の増などにより、増加をしております。

寄附金については、当初予算でのふるさと納税の増額を見込んでおります。財源不足を補うための繰入金については、約1億1,790万円の増となりました。

町債については、橋梁工事の増加、保育園・児童館の設計、小学校体育館の改修工事などの経費に対して借入を予定しており、9,730万円の増といたしました。

歳出につきましては、引き続き保育園・児童館建設に係る設計経費を計上したほか、道路や公園維持管理などインフラ整備を重点的に予算化をしております。そのほか主な新規事業としては、住民票等のコンビニ交付や統合型GIS導入、いわゆる地図情報システムの導入や保育所のICT化推進などの事業にも取り組むほか、例年のように周辺自治体との住民サービスの格差が生じないよう、事業の効果を検討、精査、予算化をいたしたところでございます。

目的別の状況としては、道路や橋梁工事費の増加のため、土木費が大きく増加をしております。また、福祉サービス等の利用増により、民生費も増加をしております。そのほか、総務費もパソコンの入替えや人件費の増などにより増加し、衛生費も令和4年度に施設整備のため、館林衛生施設組合が借り入れた資金の返済が始まったことによる負担金の増、また保健センターの照明LED化工事のため、増加をしているところでございます。

農林水産業費は、担い手育成、就農支援の補助の減少、商工費は産業用地へ進出した企業への奨励金の減少、教育費は子供のタブレットや教職員のパソコンの入替えや海洋センターの改修工事が終了したため減少をしております。

町債の現在高については、返済額が借入額を上回ることから2億7,960万円程度の減少見込みとなっております。

積立金につきましては、歳入の不足分を繰り入れるため、やや減少を見込んでいるところでございます。

また、11の重点主要施策を執り行うに当たりまして、令和8年4月より組織の改編も予定をしているところでございます。

この後の説明と、また一般質問において小林議員のほうからも質問があるので、詳しくはこの場では申し上げることはいたしませんけれども、既存の産業振興課と都市建設課を再編し、地域創生課を新たに設け、また産業振興課、地域創生課、建設課の3課を新たに再編をすると。また、税務課と会計課を統合いたしまして、税務会計課として新たに新設をいたします。また、総務課内に今まで秘書、人事、情報等を担っていた部分と分かれ、秘書室を新たに創設いたします。また、この秘書室長につきましては、課長級の待遇として、私の情報発信等の部分につきまして担っていただく。スピーディーな情報発信等を心がけていくため、新たに新設をするものでございます。

また、細々ございますけれども、これは次に説明をさせていただくことといたしますけれども、令和8年4月から新しい年度が始まり、人身も変わり、また組織も変わるということで、町民の皆様の負託に応えられるように、しっかりと業務を進めてまいる体制をつくったつもりでございますので、議員の皆様におかれましても、今回提案させていただいた議案につきましてはご承認いただけるようお願いを申し上げます、簡単といたしますか、私の施政の方針とさせていただきます。どうぞ長い予算の議会になりますけれども、お願いを申し上げます。

○荒井英世議長 町長の施政方針が終わりました。

---

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○荒井英世議長 これより提出された議案の審議を行います。

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件でございます。2件でございますので、一括して提案理由をご説明を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

初めに、諮問第1号でございますが、現在、その職にあります高瀬久美子氏が、来る令和8年6月30日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。

後任者として慎重に検討した結果、古橋久徳氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

古橋久徳氏は、長年教壇に立たれており、現在は行政区長としても地域に貢献をされております。広く社会の諸事情にも通じ、人格識見が高く、地域社会での信頼も高いことから、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として推薦をするものでございます。

次に、諮問第2号でございますが、その職にあります石川和孝氏が、来る令和8年6月30日をもって1期3年の任期満了となりますが、1期3年の任期中その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をするものでございます。

以上、諮問第1号及び諮問第2号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本2議案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、本2議案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任者とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり適任者とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任者とすることに決定いたしました。

---

○承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第6号））

○承認第2号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第7号））

○承認第3号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号））

○荒井英世議長 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第6号））から日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号））までの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、承認第1号から承認第3号までの3議案につきましては、補正予算に関する専決処分事項の承認でございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第6号））についてをご説明いたします。本件は、令和7年12月25日に専決処分を行った一般会計補正予算（第6号）について承認を求めるものでございます。

この補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算にそれぞれ3,121万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7,134万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に3,025万円、繰入金に96万8,000円をそれぞれ追加し、歳出につきましては、総務費に3,025万円、民生費に96万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

補正の理由でございますけれども、1点目は、令和7年12月16日に成立した国の補正予算の中で、物価高への対応としてゼロ歳から高校3年生までの子供1人に対し2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することとされました。これを受け必要経費を予算化したものでございます。

2点目は、12月に補正予算計上いたしました板倉町デイサービスセンター給湯設備改修工事について、工事全額を精査したところ不足が見込まれるため、経費の増額を行ったものでございます。

両事業とも早急な実施を要するため、専決処分を行ったものでございます。

子育て応援手当の支給対象は令和8年3月31日までに生まれた子供のため、支出が令和8年度になる可能性があることから、明許繰越を行いました。

デイサービスセンター給湯設備改修工事についても、機器の調達の都合から工事終了が令和8年度になるため、明許繰越を行いました。

以上、専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第6号））の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第7号））についてご説明をいたします。本件は、令和8年1月22日に専決処分を行った一般会計補正予算（第7号）について承認を求めるものでございます。

この補正予算につきましては、第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算にそれぞれ1億7,736万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億4,870万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に1億5,977万5,000円、県支出金に1,131万4,000円、繰入金に627万4,000円をそれぞれ追加し、歳出につきましては、総務費に1億7,736万3,000円を追加するものでございます。

補正の理由でございますけれども、1点目は、令和7年12月16日に成立した国の補正予算の中で、市町村が行う物価高騰対策事業を支援するための重点支援地方交付金が拡充されました。これを受け、町では全町民へ板倉町商工会商品券を交付することといたしました。その経費を予算化したものでございます。

2点目は、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙の経費を予算化したものでございます。

両事業とも早急な実施を要するため、専決処分を行ったものでございます。

物価高騰対策板倉町商工会商品券交付事業につきましては、利用に一定の期間を設ける必要があり、令和8年度の支出となるものがあるため、明許繰越を行いました。

以上、専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町一般会計補正予算（第7号））の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号））についてご説明をいたします。本件は、令和8年1月30日に専決処分を行った下水道事業会計補正予算（第3号）について承認を求めるものでございます。

内容につきましては、現行の公営企業会計システムが提供終了となることに伴い、令和8年度当初から新

システムへ移行する必要があるため、令和7年度中に業者選定を行い、契約締結の上、早期に事業着手するべく、債務負担行為補正の専決処分を行ったものでございます。

以上、専決処分事項の承認について（令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第3号））の説明を終わります。

承認1号から承認第3号まで一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

初めに、承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定について

○荒井英世議長 日程第9、議案第1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、議案第1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定について提案理由を申し述べたいと思います。

本町の下水道事業は、令和6年4月1日から公営企業会計へ移行をしております。公営企業会計は事業収入を主な財源として、独立採算制の原則による事業経営が求められておりますが、施設の老朽化に伴う更新費用の増大等により、経営環境は厳しさを増しつつあります。そのような中、下水道事業の適正な推進に寄与すべく、下水道事業の経営全般について審議することを目的に本条例を制定するものでございます。

以上、ご説明をいたしました。細部につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第1号 板倉町下水道事業審議会条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長からの提案理由でご説明申し上げましたとおり、経営環境が厳しさを増す中、下水道事業の経営全般について審議することを目的に板倉町下水道事業審議会の設置について定めるものでございます。

それでは、条例の具体的な説明に入らせていただきます。ページ番号が振られておらず、申し訳ございませんが、1ページ目を御覧ください。

まず、第1条は、板倉町下水道事業審議会の設置を定めており、法的根拠は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくものとなっております。

次に、第2条は、所掌事務について定めており、町長の諮問に応じ、下水道使用料その他町長が必要と認める事項について調査審議をいたします。

次に、第3条は、委員について定めておまして、第2項に掲げる5つの者のうちから町長が委嘱をし、10人以内で組織することを規定しています。

続きまして、第4条では、委員の任期を定めており、委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとすることを規定しています。

次に、1ページ目から2ページ目へとページをまたぎますけれども、第5条は会長及び副会長を置くこと

についての規定、第6条は審議会の会議について規定をしております。

次の第7条では、審議会の庶務は、住民環境課において処理することを規定をいたしまして、第8条は委任規定ということになりまして、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項につきましては、町長が別に定めることを規定してございます。

最後に、附則でございますけれども、施行期日ということで、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、本審議会の委員報酬を日額9,000円とするため、本条例の制定に合わせて、板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する旨を附則に定めてございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○荒井英世議長 日程第10、議案第2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、議案第2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、町村が行う災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務、これは群馬県市町村総合事務組合において共同処理を行ってまいりましたが、令和8年3月31日をもって共同処理を取りやめ、同年4月1日から各共同処理団体ごとに事務を行うこととなったため、本条例を制定するものでございます。

以上、ご説明いたしました。細部につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。それでは、議案第2号 板倉町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本条例の制定理由につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので、本条例の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、第1条の目的でございますが、本条は災害弔慰金の支給等に関する条例を制定する目的が、自然災害により被害を受けた町民等の福祉及び生活の安定に資することにあることを明らかにするとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠する条例であることを示すものでございます。

次に、第3条の災害弔慰金の支給についてでございます。こちらは、町民が災害により死亡したときに、その遺族の福祉及び生活の安定に資するために災害弔慰金を支給することを定めたものでございます。

次に、第4条の災害弔慰金を支給する遺族についてでございますが、こちらは災害弔慰金の支給の目的は、これをもって町民の福祉及び生活の安定に資することであり、本条例は災害弔慰金の支給の範囲及び順位を定めることで、死亡者によって生計を主として維持していた遺族の福祉及び生活の安定を図ろうとするものでございます。

次に、第5条の災害弔慰金の額です。こちらにつきましては、災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額を定め、死亡者が既に災害見舞金の支給を受けている場合は、当該支給額を控除することを定めているものでございます。

次に、少し飛びますが、第9条をお願いいたします。第9条の災害障害見舞金の支給についてでございます。本条は、災害により町民が負傷し、または疾病にかかり治ったとき、またはその症状が固定したときを含みますが、当該町民の福祉及び生活の安定に資するために、災害障害見舞金を支給することを定めたものでございます。

次に、第10条の災害障害見舞金の額についてでございます。こちら災害により負傷し、または疾病にかかった障害者1人当たりの災害障害見舞金の額を定めたものでございます。

続きまして、第12条の災害援護資金の貸付けについてでございます。本条は、県内において生じた災害の救助後、救助が行われたものにより被害を受けた町民の生活の立て直しに資するために、災害援護資金の貸付けを行うことを定めたものでございます。

次に、第13条の災害援護資金の限度額等についてでございます。こちらは、災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額を災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ定めたものでございます。

次に、少し飛びますが、第17条でございます。第17条の委任でございます。本条は、条例の施行に関し必要な事項は規則に定めることを明示したものでございます。

参考としましては、規則に委任されている事項は、支給の手続、必要書類の提出、借入れの申込みなどでございます。

最後に、附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

説明は以上です。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第3号 板倉町職員等の旅費に関する条例の全部改正について

○荒井英世議長 日程第11、議案第3号 板倉町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、議案第3号 板倉町職員等の旅費に関する条例の全部改正につきまして提案理由を述べさせていただきます。

本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律、これが令和7年4月1日より施行されたことを踏まえ、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、町費の適正なる支出を図るため、本町においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、全体として、従来の定額支給から上限つきの実費支給へ変更するものでございます。

具体的には、宿泊費について、都道府県別に上限を定めた実費精算へと変更すること、鉄道の特急料金の支給について、距離制限片道100キロ以上、これを廃止すること、交通費と宿泊費を一体とするパック旅行に関する費用を包括宿泊費として新設すること、食卓料等を廃止し、宿泊を伴う旅行に係る諸雑費を宿泊手当として支給すること、その他所要の規定を整備するものでございます。

以上、ご説明いたしました。細部につきましては担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

〔荻野剛史総務課長登壇〕

○荻野剛史総務課長 それでは、細部についてご説明申し上げます。

板倉町職員等の旅費に関する条例ということで、まず第1条は目的、第2条で定義、用語の意義を定めて

おります。

第3条におきましては、旅費の支給ということで、職員が出張した場合には旅費を支給するを定めております。ただし、場合によっては支給しない場合、職員以外の出張の場合にも対応できるようなことを定めております。

第4条につきましては、旅行命令ということで、旅行命令によって出張しなければならない旨が書いております。旅行出張というのは、電話、郵便等ではできないものの公務ができないときに出張するというようなものになります。

第5条につきましては、やむを得ない事情による旅行命令ができない場合について変更する、しなければならない旨が定めております。

第6条につきましては、旅費、出張旅費の種目について定めております。鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、それと新設で包括宿泊費及び宿泊手当というようなものになります。

第7条につきましては、旅費の計算について定めております。旅費の計算につきましては、最も経済的な通常のルート及び方法によって旅行した場合を計算するということになります。

第8条につきましては、旅費の請求手続ということで、旅費を精算する場合は、必要な書類を添えて提出しなければならない。請求書等や領収書等になります。

第9条につきましては、鉄道賃について定めております。公務上必要な場合は特急料金等も支払う旨の規定があります。

第10条につきましては、船賃ということで、それらの船賃の規定があります。

第11条につきましては、航空賃の規定が定められております。

第12条、その他の交通費ということで路線バス、タクシー、レンタカーについての規定があります。

第13条、宿泊費ということで、別表1で定める額を宿泊基準額ということで定めております。

第14条、包括宿泊費ということで、いわゆるパック旅行とかの一体の対価として支払われる費用の規定を定めております。

第15条、宿泊手当ということで、宿泊を伴う旅行、出張に必要な諸雑費という意味合いで、1夜当たりの額を定めております。こちらにつきましては、食費があるなしによって定額になっております。

第16条、支給額の上限ということで、それぞれの出張の際に鉄道または飛行機等を使う場合がありますが、それぞれの計算した額、それと現に支払った額を比較して、いずれか少ない額は請求できる額ということ定めております。

第17条、特別支給ということで、上級の旅費を支給する職員等と随行した場合、町長、議員とか我々職員よりは上級の旅費という部類に入る人、方々とした場合に、上級の職員と同額を支給することができるという規定になります。

18条、旅費の調整ということで、例えば公用車を使用した場合は、その分は公用車の分は、旅費は支給しないということになります。

また、19条、国等による旅費の支給を受けるときは、もちろんその分は支給はいたしません。

第20条、旅費の返納ということで、この規則に違反した場合につきましては、もちろん返納するというような規定になります。

第21条、委任ということで、必要な事項は別の規則で定める旨を規定しております。

附則になります。この規則は令和8年4月1日から施行する旨を定めます。

経過措置は、その4月前に旅行に出発した場合は、従前の規則が適用されます。

規則第3条から7条につきましては、それぞれこの規則を引用している条例につきまして、改正を行う旨の条文になっております。

最後に、別表1、こちらが都道府県別の宿泊費基準額になります。

別表2につきましては、宿泊手当ということで、食事のありなしによって定額の額が決まっております。

以上、説明を終わります。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第4号 板倉町議会委員会条例及び板倉町都市計画審議会条例の一部を改正する 条例について

○荒井英世議長 日程第12、議案第4号 板倉町議会委員会条例及び板倉町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、議案第4号について提案理由を申し述べます。

板倉町議会委員会条例及び板倉町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について。本案につきましては、次年度において板倉町行政組織改編が行われることによる課名の変更及び課新設に関し、所要の条例改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、税務課と会計課を税務会計課に、産業振興課と都市建設課を産業振興課、地域創生課、建設課に改編することから、本条例の課名の変更及び課新設をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第5号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第13、議案第5号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第5号についての提案理由を申し述べたいと思います。

板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。本案につきましては、令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金を国民健康保険税と一体的に賦課徴収することに伴い、板倉町国民健康保険税条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますけれども、第2条及び第9条の3から第9条の6までにおいて、所得割、均等割及び平等割それぞれの課税額に係る規定の追加を行い、また附則において、所得割額の算定における課税の特例適用を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 今回の町長の説明だと非常に淡泊で、何言っているか分からないのですが、前の全員協議会でもちょっとお聞きしたのですが、実質これ国保税の値上げになるわけですね。この値上げの目的、値上げした金額はどのくらいどこへこれお金が行くのか。一般に国保税の値上げになると、国保の財政が赤字であるから、その負担をしてもらおうということで、値上げされるのが普通だと思うのですが、これ読むと難しく、ちょっと複雑で、何書いてあるか分かりにくいのですよね。何かこれ読むと、値上げして、値上げしたとか、増収になった分を子供支援のほうに、手当に何か振り向けるみたいに取りれるのですが、今までもあれですか、国保税の中に子供支援に振り向けるという、何て言うのですか、負担分というのはあったのですか。新たにそれともこれ新設されたのですか。具体的にちょっと分かりやす

く説明してもらえますか。これ読んでも、ちょっと分かりにくいよ。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、今までの国民健康保険税の中に、この子ども・子育てに関するものというのは含まれてございません。今回からの新設ということになります。

先ほど提案理由の中でも説明がありましたけれども、令和6年に国のほうで子ども・子育て支援に対する制度設計がされて、それが法律化されました。それに充てる財源を、こういった保険税、保険料から全世代から徴収をして、国のほうで行う子ども・子育てに対する事業に充当するというようなことで、町のほうでは国民健康保険税と一体となってこの子ども・子育てに関する分を徴収して、最終的には国のほうに納付するというようなこととなっております。

説明は以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 これ新たに負担増というか、新たに設けられた制度ということになるわけですね。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 そうです。新たに4月1日から賦課徴収が始まると。

○11番 青木秀夫議員 この前ちょっと聞くとところによると、板倉町の負担増だって1,100万円ぐらいになると。これ日本中ごっそり集めると1兆3,000億円になると。その1兆3,000億円は、実質これ増税なのですよ。世によく言うステルス増税なんて言っているのではないですか。片方で減税、減税、減税と言って減税しておいて、分からないところからこそつと裏のほうから吸い上げるという、よくステルス増税、言ってみればその一つなのだね。

目くらましですよ。こういう違うところから一方においては減税だ、減税だ、減税だと言っておいて、それは当然その穴埋めしなくてはならないわけだ、どこから。そのためにこういうところから分からないようにこそつと、何て言うの、吸い上げるというか、その一つなのだね、これ。分かりやすく言えば。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 そのステルスなのかということところはちょっとさておき、国のほうで納める国民の皆さんがこの分納めるのに最適な一番いい賦課徴収の仕方、制度ということで、保険税、保険料と併せて一体的に賦課徴収するというもので、隠して、隠れたところでよく分からないですけども、ただ税務課としてちょっと一番不安というか思っていますのが、やはりこの子ども・子育て支援納付金が、そういった保険税、保険料と4月1日からもう賦課徴収されるというのを皆さんが十分ご承知なのかどうか。

ですから、納税通知を出して、結構問合せとか受けるのかなと。当然これから制度に関しましていろいろチラシとか配って周知を図っていきたいと思いますし、国のほうでもコールセンターを設けていろいろ問合せは対応するということですが、結局町のほうに問合せがありますので、ちょっとそういった皆さんが十分にご承知されているのかということが一番今ちょっと心配しているというか、危惧している。

○荒井英世議長 長谷見税務課長、ちょっと答弁席に座ってください、一旦。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 大体は課長の説明で少し分かったのですけれども、要するにこそっと分からないように増税する。俗に言う、世間で言っているステルス増税、ステルス増税といって、見当違いのところから増収しても分からないわけですよね。分からないように増収して、一方においては社会保険料の負担を軽減するのだ、軽減するのだと、キャッチフレーズにしている、選挙をやっている政党がありますよね。負担増を下げるのだ、下げるのだって。これ下げるのではない、これ上がってしまうわけだよね、これ。社会負担増が。

だけれども、一方においては下げるのだ、下げるのだって言って下げて、変なところから吸い上げて、つじつまを合わせるといのは、これ分かるのですよ。別に板倉町がこれやっているわけではないので、国が法律をつくって決めたのを、ただ下に下がってきて、今こういう形で条例の改正という形になったので、板倉でどうのこうのっていうわけにもいかないのですけれども、だから分かりやすく言えば、これは見当違いのところの増税なのだよ、これ。国民健康保険の医療費が増えたので、負担するために上がったこの負担ではないでしょう、これ。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 議員おっしゃるとおり、医療費が上がったから増える分ではなくて、この国の子ども・子育て支援に対する増税分ということになります。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 最後に、新たな目的のためにつくった制度ということだよ。子供支援のほうに、子育て支援のほうに向けるために、何か全く無関係って言わないだろうけれども、国民健康保険のほうから税から集めた金をそこに充当すると、振り向けると。それが1兆3,000億円あるというのだから、国はちょこちょこやってやると、すぐ1兆円、2兆円集まるのでしょから、だまされないようにしないと、ステルス減税に。そういうことですね。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 この増税ということになりますので、それは遺留分ということではなくて、国のほうに子育てに対する財源ということで納付をするというような形になりますが、いずれにしましても町民の方にご理解いただきまして賦課徴収に努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 最後に、正しく説明してくれないと、みんな払わないっていうわけではないのだから、払わされるわけだから、本当のことを。一方で減税だ減税だ、社会負担の削減だと言って、おいしい話ばかりしているわけだけれども、一方においては実際は違う方向から金を集めているわけだから、実は集めているわけだから、これ何か皆さんに理解してもらうように、もっと正直にやってもらわないと、これだと本当に分からないですよ。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 賦課徴収をするわけですから、きちっと町民の皆様にはご説明させていただきたい  
と思います。

以上です。

○荒井英世議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第6号 板倉町保育所条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第14、議案第6号 板倉町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町  
長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第6号 板倉町保育所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し述べま  
す。

本案につきましては、板倉町立板倉保育園と板倉町立北保育園を統合し、町内公立保育所を令和8年4月  
1日より板倉町立板倉保育園の1園とすることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、板倉町立北保育園につきましては、令和8年3月31日をもちまして廃園といたします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第15、議案第7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、議案第7号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、令和8年度の運用開始を想定しております福祉医療費受給資格者証とマイナンバーカードの一体化及び県外医療機関における福祉医療費の現物給付への対応を図るため、所要の整備を行うものでございます。

これによりまして、医療保険の資格情報と一緒に福祉医療費の受給者情報も読み込まれ、マイナンバーカード1枚で医療機関での受診が可能になります。また、県外の医療機関で受診した場合に現物給付が受けられるなど、対象者の利便性の向上が図られるとともに、医療機関や薬局においては事務負担の軽減が図られます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第16、議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第8号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口資金融資制度について、売上減少等の要件を満たした場合の借換制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を併せて行うものでございます。

改正内容につきましては、附則に定める借換融資の申込期間を1年間延長いたしまして、令和9年3月31までとするものでございます。あわせて、引用先に合わせた字句の改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第9号 町道路線の廃止について

○荒井英世議長 日程第17、議案第9号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第9号 町道路線の廃止について提案理由を申し述べます。

本案につきましては、群馬県東部農業事務所館林農村整備センターが施工した県営農業競争力強化農地整備事業五箇谷地区のほ場整備事業において、水路等に付け替えとなった町道路線を廃止するものでございます。

廃止する路線は4路線、総延長887.4メートルでございます。路線につきましては、町道2310号線、延長255.9メートル、町道2313号線、延長71.4メートル、町道2323号線、延長465.7メートル、町道2324号線、延長94.4メートルでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10時40分から再開します。

休 憩 (午前10時25分)

---

再 開 (午前10時40分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について

○議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○荒井英世議長 日程第18、議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について及び日程第19、議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第10号、第11号の2議案につきましては、補正予算に関する議案ですので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,727万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を70億9,143万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税に2,228万1,000円、財産収入に615万円、諸収入に44万8,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金から12万9,000円、国庫支出金から1,047万2,000円、県支出金から1,877万5,000円、寄附金から6,000万円、繰入金から9,581万4,000円、町債から96万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に2万5,000円を追加し、総務費から4,403万5,000円、民生費から2,096万円、衛生費から3,865万円、農林水産業費から3,339万3,000円、商工費から680万円、土木費から995万8,000円、

消防費から199万2,000円、教育費から150万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をするものでございます。

以上、令和7年度板倉町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

次に、議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてをご説明をいたします。本補正予算につきましては、今年度第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,577万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億8,911万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に3,126万5,000円を追加し、国庫支出金から708万9,000円、支払基金交付金から687万1,000円、県支出金から323万3,000円、繰入金から2,984万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に5,000円、基金積立金に42万1,000円、諸支出金に952万8,000円をそれぞれ追加し、保険給付費から2,474万5,000円、地域支援事業費から98万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

議案第10号から第11号までの一括してご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第10号及び議案第11号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について

○議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

○議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について

○議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について

○荒井英世議長 日程第20、議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算についてから日程第24、議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 議案第12号から議案第16号の5議案につきましては、令和8年度予算に関する議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和8年度板倉町一般会計予算について提案をするものでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出

それぞれ67億8,000万円と定めております。前年度に対し2億8,000万円、4.3%の増となっております。

歳入予算の内訳といたしましては、町税23億5,118万5,000円、地方譲与税8,667万2,000円、利子割交付金300万円、配当割交付金1,200万円、株式等譲渡所得割交付金が2,500万円、法人事業税交付金4,200万円、地方消費税交付金4億2,200万円、ゴルフ場利用税交付金700万円、環境性能割交付金50万円、地方特例交付金2,855万円、地方交付税13億7,500万円、交通安全対策特別交付金160万円、分担金及び負担金1,479万6,000円、使用料及び手数料3,520万4,000円、国庫支出金6億6,753万1,000円、県支出金5億2,042万6,000円、財産収入1,194万4,000円、寄附金8,402万円、繰入金6億6,476万4,000円、繰越金2億円、諸収入7,840万8,000円、町債1億4,840万円となっております。

歳出予算の内訳としましては、議会費8,992万円、総務費11億4,207万8,000円、民生費21億2,898万7,000円、衛生費6億7,647万3,000円、労働費20万8,000円、農林水産業費2億7,661万7,000円、商工費8,071万8,000円、土木費7億2,620万4,000円、消防費3億4,088万円、教育費8億5,735万円、災害復旧費1,000円、公債費4億4,053万6,000円、諸支出金2万8,000円、予備費2,000万円となっております。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和8年度板倉町一般会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ3億234万2,000円と定めております。前年度に対し6,554万5,000円、27.7%の増となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料2億3,253万1,000円、繰入金6,958万3,000円、諸収入22万5,000円となっております。

歳出予算としましては、総務費294万4,000円、後期高齢者医療連合の納付金2億9,617万7,000円、諸支出金22万1,000円、予備費300万円となっております。

その他、一時借入金につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ18億6,257万円と定めております。前年度に対し1,377万1,000円、0.7%の減となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、国民健康保険税3億9,192万1,000円、国庫支出金321万4,000円、県支出金13億1,375万2,000円、繰入金1億5,216万2,000円、諸収入151万2,000円となっております。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費に4,850万8,000円、保険給付費12億7,623万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億9,728万3,000円、保健事業費2,797万9,000円、諸支出金255万9,000円、予備費1,000万円となっております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ14億4,137万8,000円と定めており、前年度に対し4,332万2,000円、3.1%の増となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、保険料3億2,585万5,000円、国庫支出金2億6,207万5,000円、支払基金交付金3億6,139万6,000円、県支出金2億408万9,000円、繰入金2億8,795万円となっております。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費5,841万9,000円、保険給付費12億9,703万6,000円、地域支援事業費8,050万5,000円、予備費500万円となっております。

その他、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和8年度板倉町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算についてをご説明いたします。本案は、令和8年度板倉町下水道事業会計予算について提案をするものでございます。

本予算は、地方公営企業法を適用した企業会計方式により計上するものでございます。収益的収入につきましては、予定総額を3億1,101万円、収益的支出につきましては、予定総額を3億1,076万8,000円と定めております。

資本的収入につきましては、予定総額を6,465万1,000円、資本的支出につきましては、予定総額を6,489万3,000円と定めております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額24万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24万2,000円で補填いたします。

その他、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用などにつきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和8年度板倉町下水道事業会計予算についての説明を終わります。

議案第12号から議案第16号までの5議案を一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第12号から議案第16号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

### ○散会の宣告

○荒井英世議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月9日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時57分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

# 令和8年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和8年3月9日（月）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 3 議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	小林武雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	荒井英世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
荻野剛史	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
長谷見晶広	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
栗原正明	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
福知光徳	会計管理者
石川由利子	教育委員会 教育事務局長

栗原正明 農業委員会  
事務局 局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

新井	智	事務局 局長
小野田	裕之	庶務議事係 係長
本田	明子	行政庶務係 係長兼 議事事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の4日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告をいたします。

予算決算常任委員長から提出されました委員会付託案件の審査報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○荒井英世議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書どおり質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

いよいよ今年も3月に入り、何とか春めいてきました。今年も例年に伴い、春、夏、秋、冬と季節も続いていくこととなるのでしょうか。やはり暖かいのはよいかなと。特に自分みたく年を取ると身にしみて思ひます。自分は、この季節が一番好きです。でも、本当に喜んでいるのは、今年から新保育園児、または新1年生になる子供たちかなと思ひております。特に新1年生の喜びと云ったら、親御さんを含め、計り知れない趣かと思ひます。不安半分、そして期待半分ということでしょう。

そこで、質問に入るわけですが、今回も、昨年同様質問したので、何度も繰り返しになるかと思ひますが、自分としてはそれだけ関心が強いというか、また大事なことだと思ひております。町長、よろしくお願ひをいたします。

まず初めに、現在の公立保育園と児童館ですが、建設事業についての進捗状況についてお聞きしたいと思ひます。どのようになっているのか教えていただければ、お願ひします。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 それでは、現在の進捗状況についてでございますが、令和6年度、昨年度になりますが、板倉町公立保育園・公立児童館建設検討委員会を設置いたしまして、合計4回の委員会を開催しました。現在2園ある公立保育園を統合し、1園として新築または建て替えを実施すること及び児童館を併設することを決定。そして、建物と用地のおおむねの想定規模及び総合的な評価から、建設用地を役場駐車場の西側用地に決定いたしました。そして、今年度につきましては、土地収用法の事業認定に関する事前相談、農振除外に関する事前相談、そして開発許可に関する事前相談を群馬県と行いまして、建設用地を確定いた

しました。その確定した建設用地に対しまして、令和7年11月の臨時議会におきまして補正予算の承認をいただき、建設に係る測量及び用地調査業務委託を発注いたしまして、用地測量を実施し、買収用地の確定と土地収用法の申請に向けて関係書類の作成を進めている状況でございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これは、昨年6月にも同じ質問をしているわけです。あれから目に見えて進んでいるようには見えないのですが、着々と、そこそこ進んでいるというところでしょうか。自分も地元なゆえ、近所の人から聞かれるのです。いつ始まるのか、それが一番なのですが、今のような説明をいただければ、ちゃんとやっているのだよと、こうこうこうなのだよといった話もできるのかなと思っております。

とにかく、今現在の感じからして建設費ですが、日が経てば経つほど上がっていくのが普通と考えられます。常識かと思っております。もちろん建てることは決まっているわけですので、そのほかに値段があればよいのですが、やはり自分としても納得しづらい。何かここをこのようにして値を抑えましたといった説明も必要かと思いますが、遅くなれば遅くなるほど値が上がっていく、これは現状そうなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 実際の価格についてでございますが、毎年値上がりはしている状況でございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そうなのです。今は建設費が膨大で、どこを見ても、ゴルフ場なんかも造っておりますが、遅れば遅れるほど値段が上がっていくのかなと思っております。保育園、児童館、何階建てを造るのか分かりませんが、自分が検討委員会のときの会議では、お母さんたちからの説明で、これは前提が今の保育園に建るといったような話だったものですから、土地が狭い、土地がない。結局は土地も見つかり、そこで建てようという話になったのですが、お母さんたちの意見から3階建てでもよいのではないですかといったような話があったわけです。下が駐車場で上が保育園で、そういう話も出てくるのだろうなといったふうには自分も思った気持ちがあります。

また、複合施設における保育園の規模、児童館の規模をどのように考えているのか。保育園は人員が決まるので、また出生率等で分かりやすいかと思うのですが、児童館は今回の立地場所が西小学校の近くということになります。学校帰り等々に寄りやすい。時によっては、何かの都合で大勢押し寄せるかもしれないと思っております。もちろん、その辺は町としても抜かりはないかと思っておりますが、その辺の町の考えをお聞かせください。児童館に突然大勢の子供たちが押し寄せるといったときの場合、どのように考えているのか。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 ただいまの質問につきましては、突然押し寄せた場合ということなのですが、今現在の児童館の利用方法につきましては、学校からそのまま行くというのは禁止されていまして、一度自宅に戻ってから行くということになっていきますので、学校のそばになったからといって、そのまま学校帰りにランドセルを背負ったまま寄るといったことはございません。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 保育園は、2つが合併します。北保育園と板倉保育園ですか。急に増えましても、小学生が室内で遊ぶということはあまりないのかなと、どちらかという校庭で遊ぶのかなと思っております。児童も増えるので、その辺はそれなりに先生も増えるのかなと思っております。先生は現状で足りているのか。そのまま新築保育園に来ていただけるのか、お聞きしたいと思います。人材派遣などの活用も考えていると聞いておりますが、この辺はこの間の説明で、朝早くと夜遅くは集まらないという結論に達しましたが、その辺はどのようにカバーしていくのかお聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 新しい保育園につきましては、今現在、2園あった保育園を来年度の4月から、今年の4月になりますが、1園化をします。それに当たりまして、公立保育園は1園になりまして、職員も1か所に集まって、その中で十分、1園にするわけなので、足りているような状況にはなりません。

来年度の想定の子供数としましては、今55名を想定しております、新保育園につきましても60名想定ということで今考えておりますので、5名は多いのですが、来年度からの板倉保育園の保育士の数で足りるというふうには考えております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 保育園、最近と言っては失礼ですが、自分が保育園の時代と全然様変わりをしておりまして、去年ですか、保育園の入園式に参加しましたら子供がいないのですよね。今、赤ちゃんが来るのという、それを知らなかった自分が恥ずかしいぐらいで、今それが常識なのです。ですから、赤ちゃんがいつまでいるのかと園長先生に聞きましたら、もちろん卒園式までいますということで、大変な仕事なのだなと思っております。そういうことを考えれば、保育園の先生も大変で集まりにくい。それにもまして、今55名から60名と言っておりますが、これだっただけでいつまで続くか分からない。今、子供がいないものですから。やはりその辺も町としては、産みやすい環境づくりに力を入れていく必要もあるのかなと思っております。

保育園の建設予定地ですが、元釣り堀があった場所ですが、子供たちの安全安心の面から地耐力ですか、地震に対して大丈夫なのか、不安がありますが、どうでしょうか。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 地耐力による建物の安全性に関しましては、設計業務を進めていく中で、建築基準法等の法律に従いまして、子供たちの安全を第一に、末永く使える施設となるよう適切に対応していきたいというふうに考えております。実際に、発注後に地盤とかもきちんと調査をしますので、そこら辺はきちんとやっていきたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 また、予定地の北に当たる場所ですが、沼があったように思います。中学校との間ですね。そこまでは考えていないかもしれないですけども、小さい子供はどこ行くか分かりません。自分も子供の頃、よく親に言われました。あそこへ行くのではないよ、危ないからと。海洋センターの西側です

ね。その土地への注意をどのようにしていくのかなと思っております。子供たちですから、ここまでと言っても行ってしまいます。特に児童館ですと、小学生ですから、よけい行ってしまおうのではないかなと思いますが、その辺の考えはどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 実際の保育園等につきましては、今現在もそうなのですが、簡単には出ていけないようにということで、きちんとフェンス等は設置をする予定でございます。児童館の子供たちがとなりますと、なかなか子供たちまで出ていけないというような、ちょっと今現在はまだどういうふうにとっているのは決まっていないのですが、物理的な防犯対策による安全性の確保に関しましては、実際に設計業者からも提案を受けながら、どんな形がよいのか。どういうふうな配置にすることで子供たちに目が届くのか等も検討しまして、できる限り安全に考慮した保育園、児童館にしていきたいというふうには考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 もちろん、場所が違いますが、今までにそういった事故は起こっていないわけですから、今までにないからといってないがしろにするというような考えではなく、安心安全については、常に考えていただきたいと思っております。

それと、これはまた部外者から、変質者ですか、小さい子供をどのように守っていくのか。もちろん今までそのような事件があったわけではないのですが、十二分な考え、安全には安全を尽くすのも、保育園、児童館の役目かと思っております。その辺の配慮もお聞かせいただければありがたいです。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 そこら辺の配慮なのですが、もちろん子供たちの安全及び保護者が安心してお子さんを預けられるような、そちらの、最新というのではないのですが、今どういった安全、変質者とかそういう防犯の面からの安全性というのも、保育園も何十年かぶりに建設しますので、事業者からの提案を受けながら、できる限りの安全対策には取り組んでいきたいというふうには考えております。今現在は、まだ決まった対策はないのですが、今後検討していきたいというふうに思っています。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 課長の風貌を見ますと真面目そのものって感じですから、その辺は怠りはないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。大変参考になりました。

では、保育園、児童館の最後の質問になりますが、これ何回も聞いているのですが、予定地は西小学校の東で役場から見えるところですよ。あそこでは、本当に思うのですけれども、道が狭いのではないかと。アクセスするのに。それはそれで大きな車が入ってこないのも、安全安心にはよいのかなと思っております。いつだったか通学路に大型トラックが入って、どうしたこうしたといった事故もありました。そういう心配はないのかなと思いますが、小学生は小学校に通うのにあそこは通学路になっています。歩いて通っています。それで、園児は、ご父兄の送り迎えが主であります。最近では、ワンボックス的な大きな車も走っております。送り迎えで大変便利をしているのかなと思っておりますが、あの車が行ったり来たりする状況で、あの道でどう思います。狭いのではないかなと思うのですが、まさか新しい道を造るというわけにもいかな

いでしょうが、その辺の考えもお聞かせください。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 アクセス道路に関しましては、確かに検討委員会の段階でもいろいろと検討はしまして、実際に小学生の通学の時間、そして保育園のピークの送迎の時間は重ならないということで大丈夫。そして、今現在の建設予定地の東側の道路、そして南側の道路になるのですが、4.5から5メートルというような道路です。それを拡幅するという予定は現在はないのですが、実際造るときには建設用地内の建物及び駐車場の配置など工夫をしまして、できるだけ利用者の保護者等が安全に利用しやすいような対策を講じていきたいというふうには考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 小学生とお父さん、お母さんの送り迎え、ある意味ルールが必要なのかなと思っております。短時間ですが、大変その時間帯は混む。今現在の保育園の入り口も、旧354ですが、自分のうちの目の前なので、よく目に入ります。混みますよ。特にバスなんか入ってきますから余計なのですが、今度の保育園の場所は、バスまでは入らない。でも、お父さん、お母さんの車が最新型のでっかいやつになると、やはりルールがないと出入りも、変な話ですけども、遅刻する子もいるかもしれない。送ってくる小学生に対して送り迎えをする父兄もいるかもしれない。あらゆる面を想定して、あそこでは大丈夫だよという考えではなく、一つ一つ丁寧に考えていただきたいと思っております。あそこの今の保育園でも混むのです。時間が合わないといっても、自分なんか1回では出られないですから。必ず止まらないと。送り届けて出てくる車もありますから。そうすると、今までと違った常識みたいのを考えていかなければいけないのかなと思っております。特に通学、通園、それがあの細い道では何とも心もとない。これは、誰でも思うと思います。特に、走った人は思うと思います。すれ違えないですから。どっちかが止まらないと。よく言われるように、子供たちは飛び出します。その辺の子供たちの気持ちを、また園児は送り迎えですからあれですけども、送り迎えのお父さん、お母さんたちは、その辺の飛び出しも想定して走ってもらうしかないのかなと思っています。小学生は今に対して夢中なわけですので、真っすぐ歩くなんていうのは想定しない、想定外だというふうに思っていたら駄目だと思っております。車もその辺のことは重々承知して、ハンドルを握っていただきたい。安全を保つには何が一番かと言えば、スピードだと思います。そうすると、送り迎えの車かなと。子供たちは罪はない。そこまで思ってやらなければ、ただでさえ子供が少ない板倉町なので、大切に守っていくというのも一つだと思っております。自分もそういった仕事をしているものですから、車の事故を起こした従業員に対して、一番はスピードだよと必ず言います。スピードが出ていなければ死ななくてもいいのがけがです。出ていなければけがで済むか、止まれてけがもなしで済むというような安全教育は徹底して行っております。それでも起きますから、毎日走っていますから。あの道路を見ただけでは、場所はよいのですが、心配になるかなと思っておりますが、町長、その辺を最後に一言お願いします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 森田議員からのご指摘、不安があるというところだというふうに思いますけれども、私

もよくあの道を通ります。実際に細くて、すれ違いには大変気を遣いながら進んでいるところではありますけれども、あそこは学校のすぐ裏の道ということで、子供たちと私もよくすれ違うこともありまして、気をつけながら進んでいる。逆に、それがあからこそ、細いからこそ気をつけて進んでいかなければいけない。すれ違いに対しても気を遣いながら進んでいく。逆に言えばこれが、あそこでビュンビュン、ビュンビュン普通の法定速度で走っていれば大変危ない目にも遭うのかなというふうにも思う反面、細いからこそ気を遣いながら、子供たちが気をつけながら進んでいくという面もあるかというふうに考えております。ですので、今のところあそこを拡幅する予定というのはないのですけれども、これからの社会情勢なり、子供たちの安全安心のためということであれば考えられることもあろうかとは思っておりますけれども、現況あそこで事故が起きたことはない。保育園児と小学校の児童の登校、登園の時間がずれているという部分も含めて、今現在ではやる必要はないのかなと。また、駐車場の配置なり、東側の道からと南側の道ありますので、その辺の使い勝手、使い方というのを研究しながら、なるべく事故が起きないような形。特に子供たちが巻き込まれるような、事故が起きないような対策というのは考えながら進めていく予定でございますので、ご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 特にあそこに固執すると時間が幾らあっても足りないぐらいなのですが、南から入る道も本当に狭いですよね。町長の車も自分の車も同じ車なのですけれども、あのサイズだったら何とか通れますけれども、あれより一回り、普通の乗用車になると入れないのかなと。南から。でも、あそこに住んでいる人がいるのですが、住んでいる人はもう平気な感じで、いや、いつもこんなものだよというような感じはしていますが、あそこに通ってくるとなると、やはり一考、二考して十分な道かなと思っております。よろしく願いをいたします。

次の質問へ移りたいと思います。当町の移住・定住についてお聞きいたします。我が議会におきましても、その点には大変気を遣い、どのようにしたら人口が増えていくのか。何しろ、数年後には消える町と、誰が言ったか、誰がそう決めたのか知りませんが、そうなっている町なのだそうです。それからいろいろな考えて、少しでも他の市や町や村まで出かけて行って、参考となればそうしたいなと思っております。昨年山梨まで行きました。研修で。初めての場所でしたので、自分では、このロケーションでは板倉ではかなわないなと思えました。行った瞬間、これはもう全てが、景色がよい。こんな場所へ住んでみたいなどと本当に思います。そのためか、現地の人の苦労話など聞く間もなく完敗でしたが、これが間違いでした。つくづく自分の世界の狭さに大反省をしました。本当は、当町に似たような町でも参考になると思っております。

実は、何度も名前が出ています、茨城県の境町です。いろいろ策を考えて、次から次へ、このおかげで人口もそこそこ増加しているらしい。一例ですが、まずは、ドライバーがいないバスが巡回をしているということです。それも町が、板倉町と変わらないのです。ロケーションもそっくり。なぜこんな詳しいかということ、自分の会社の隣の町なものですから、そこから従業員も大変来ております。家に至っては、25年間住むとハイセンスな家が自分のものになる。これもよく考えたもので、25年間家賃を払うと自分のものになるのだなど。そう取らずに、あなたに家をあげますと宣伝をしているわけです。25年間住んでいただく、それも魅力的なことかなと思っております。

また、ふるさと納税でもお米がもらえると。値段が安いというわけです。どういう仕組みなのか分かりま

せんが、お金に関しては潤っているのかなと思っております。

この境町は、御存じ古河市の隣の町で、ロケーションはほぼ板倉と同じで、古河市と合併の話もありました。ところが、住民反対で決まり、いまだに境町でいます。境町は、あらゆる出先機関があるのです。もちろん警察も。人口はちょっと多いのかな、板倉よりも。移住・定住、昨年度1位。これNHKのテレビでやったものですから、それを見て自分も考えました。何でなのだろう。それで、NHKですから、歩いている方にインタビュー。まずは、ストレスフリーなのです。え、何ですか、ストレスフリーって。学校も医者も、あらゆる機関が2キロ以内にあるとかと。これは境町ではないのですけれども、村で1位になった長野県宮田村。市では、千葉県いすみ市が全国で1位になったそうです。全てが、住んでいる人に聞きますと、ストレスフリーでストレスが全然たまらない。長野県宮田村は、東京から3時間とか言いましたかね。千葉県いすみ市は、東京から1時間ちょっと。板倉なんか1時間かからないのですよ、東京行くのに。それで、境町は、町では1位。何とかこの辺を改善ができるのでしたら、去年議員で研修に行きました山梨の、もうバスから降りた途端に、これはかなわないと思ったのです。景色はすごくきれいで、観光地に住んでいるようなものですよ、あれでは。そうすると、これでは人も来るのだろうなというような感じも受けますが、境町はそんなことありません。バスから降りたって、板倉とどこが変わっているのという感じの町です。それが昨年度1位です。もっと言えば、群馬県は2年連続で移住・定住で全国で1位なのです。これも話を聞けば、どちらかという、東京から近い。高崎、前橋ということになるのですが、前回の同僚議員が町長に対して1年間どうでしたかと。自分は、これからの3年間、町長はどのようにして板倉を変えていくのか期待をして、見守っていきたいと思います。あらゆるバックアップは惜しみません。協力でやっていきたいと思っています。ぜひ、残り時間まだありますので、その辺の思いを町長一言よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 通告になかったもので、今考えながらなのですけれども、境町の事例をご紹介していただきました。実は私どもも昨年、邑楽郡の町村会、邑楽郡の各首長プラス館林市長を含めて6人で境町に実際に研修に行かせていただきました。あそこは研修を受け入れるのに結構お金取るのです。ただでは研修を受けさせてくれないというのですごく有名です。町からも派遣をしたいのですけれども、なかなか予約も取れずにお金もかかるということで、やはり成功事例というのは学びたいということで、皆さん殺到しているところでございます。ただ、近くであって、また似たような町だというふうな議員のご指摘でございますが、確かにそれはそのとおりでありますし、実際私も境町に行かせていただいて、何でこんなにできるのか。ふるさと納税が何でこんなに入ってきているのかという部分を見たときに、町が動いているのではなくて、そこに住んでいる地域住民がまちづくり会社をつくって、まちづくり会社が町とは別個で動いていると。それに対して、町がサポートするという形を取っている。私も、県のそういった町村会も含めて、やはり先進地視察に行きますけれども、どこの先進事例に行きましても、そのまちづくり会社というのが町とは別個で動いているという形がすごく見えてきている部分があります。町に、そのまちづくり会社が何でないのか。例えば、町が後押ししてつくるのか。例えば、商工業者であるとか、農業者であるとか、そういった方たちがまちをよくするためにこういったことをやっていこうという部分で設立したまちづくり会社、それに町が応援する。町とは別個で動いていく。そこはそこで利益を上げていただければよいわけです。そこが利益を上

げていくのが実際の先進事例であったり、境町であったりという部分かなという認識をしておりますので、町としても、ぜひ町民の皆様の方から板倉町をよくしたいと。こういった形でお金を出していくよ、その代わり町も金出してくれ。よいまちづくり会社をつくって、こういうことをやっていこう、ああいうことをやっていこうということをおっしゃっていただければ、全然動ける部分はもちろんございます。町としても、そういった人が出てこないかなということでお声がけをさせていただいているところでもございます。

また、25年住むと家をもらせるよという部分につきましても、できればそれは板倉町としてもPFIという形で、民間業者を入れた中で進めていくことで考えはしているところではありますけれども、実際あれは町有地、もともと土地がゼロ円であれば建物を造って貸してもそれがペイできる部分というのはあるのですけれども、なかなか町有地という部分で建物を建てられる場所というのがなかなか限られている中で、今後考えられるとすれば、児童館の空き地が町有地であったりという部分もありますので、今後検討できるかな。今私が考えているのは、ニュータウンの空き家の件です。あそこを町が借り上げて、さらに買い取って、それを賃貸として回して、いずれはご自身の手にとり戻すという部分も考えて、都市建設課のほうに指示は出しているところでもありますけれども、こういった形で、それが法にのっとった形でできるのであれば進めていきたいというふうに考えているところでもあります。とにかく、こちらの執行部といたしましても、職員をほかの自治体に派遣したり、私自身が研修に行ったりして、先進地と我が町の何が違うのかなという部分も含めて常々勉強させていただきながら、職員にも資料を取り寄せて、境町はこういうことをやっているのだから、板倉町でできるものはしっかりと取り組んでくれよという形で指示は出しているところでもありますし、実際に境町のまちづくり会社の中に入っている企業にも声をかけさせていただいて、例えば、今ある公園を何とか整備する中で、どこの公園をどれぐらいの規模でやればよいのか、それに対して国庫補助、お金かかる部分についてはなるべく町の単費は出たくないという部分もございますので、どれだけ国の補助、県の補助が得られて町の持ち出しが少なく、なおかつ最高のものができるような形のこともしっかり調べさせているところもございますし、そういったコンサルタント会社にもいろいろ手を出してというかお願いをしながら進めているところでもございますので、1年少しで目に見えてよくなるというのはなかなか難しかったりもしますし、逆に言うと、こういうことをやっていますというのを表に出せない部分というのもございますので、こちらとしては粛々と町の発展のために動いているという心づもりではございますので、その辺はご理解をいただいて、言えることと言えないことというのがありますけれども、町としてはよりよくなるため、また若い人たちを呼び戻すため、また来ていただけるために動いているというのをご理解いただければありがたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 境町の町長ですが、20代で議員になったそうです。3期ぐらいやって、どうしたこうした、そこからずっと町長になったという話ですから、多分町長より若いのかな。ですよね。それで、何でもやっているように見えるのですが、最初の頃は板倉町と一緒に高瀬舟などもやったのですが、短期間で失敗に終わったとか聞いております。東京まで舟で行くような計画も立てたようですが、何でもかんでも一応やってみて、駄目だと言えませんが手を引くというのは鉄則かなと思っております。そこには利益とかそういうのは全然関係なく、町長は町のために、この町のためになるのだという背中を見せてくれれば議会でも全て賛成はして、バックアップはしていきたいと思っておりますので、いろいろ勝手に質問をさせていた

だきましたが、時間もなくなりましたので、以上で質問を終わりたいと思いますが、本日も的確に答えて…  
…

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 あと2分少々ございます。先ほど議会のほうでも先進地に研修に行かれたということで、いろんなノウハウというのを学んできていただけたのかなというふうにも思っております。町にプラスになる、プラスにできない部分というのは、私も議員時代に参加をさせていただいて、これは町にも取り入れられるのではないのかなという部分とかも感じた中で、皆さんのほうからも、そういった議会で勉強してきて、これ板倉町にぜひ取り入れるべきだというものがあれば、どんどん提案をしていただきたいというふうに思いますので、議員各位にはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 以上で時間も来ましたので、適切な回答いろいろありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時45分)

---

再 開 (午前10時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木秀夫議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 2番の青木です。よろしくお願ひします。おはようございます。12月の議会と同じ内容の質問になると思います。12月議会においては、公務員の不法行為については国家賠償法を適用しなければならないということを前提にして質問したつもりですが、共通の理解を得ることができず、ちぐはぐな質問という結果になってしまいました。そこで、本日はそうならないように、質問通告書に国家賠償法1条の全文と地方自治法240条の一部を示しましたので、それらの条文の文言と突き合わせながら質問いたしますので、質問ができるだけかみ合うよう、よろしくご協力お願いいたします。

それと、公共団体が関係する訴訟事件の場合は、訴訟代理人とは別に職員を指定代理人に選任しているケースが多いのです。本件の場合、この指定代理人が正式に選任されていないのですが、荻野課長が事実上の指定代理人であるということに理解してよろしいですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

指定代理人制度が分かりませんが、そういったことはあります。検討しておりません。我々の代理人は、弁護士のほうに頼んでおります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ですから、事実上の指定代理人、普通やっていますよね。県だとか、東京都とかというのは組織が大きいからか、別に知事が出てくるわけにいかないから、職員が指定代理人として訴訟に当たっています。事実上は、荻野課長ということよろしいのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 何の事実に基づいておっしゃっているの分かりませんが、今回の裁判につきましては、議会が決定したことによる裁判ということで、私が代理人に当てはまると思っておりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 でも、裁判所には大体荻野課長が傍聴に来ていますし、前回の12月議会でも荻野課長が質問に対応しているのではないですか。事実上しているのですから、そういうことで理解してよろしいのではないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 私は、町に対する質問に対して、町長の代わりに答えているだけでございます。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それを指定代理人というのではないですか。どうでもいいや。とにかく事実上しているわけだから、その指定代理人が定まらないと、ふわふわした質問になりかねないので、ぜひそういうことだと思って理解して、荻野課長が指定代理人であると理解して質問を続けていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。それでは……

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 私、指定代理人と認めたわけではありませんので、それ前提での話はやめてください。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 本人が認めなくても客観的にそういう事実になっておるわけですから、そのように理解して質問を進めていきたいと思います。

それでは伺います。初めに、質問通告書に示しました国家賠償法1条の条文、これ読んでいただけましたか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 通告書に書いてありますので、読んでおります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その条文から、なぜ公務員の不法行為は国家賠償法を適用しなければならないかということを理解できましたか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 一般的な話かと思いますが、公務員の過失があった場合には、国または公共団体が責任を負うということでしょうか。この法律に書いてあるとおりだと思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 公務員の不法行為の場合は、なぜ不法行為をした公務員に代わって、公務員の属する団体、板倉で言えば板倉町を訴えなければならないかという仕組みについては納得できましたか。

「議長、傍聴人の私語がありますので注意してください」と言う人あり]

○荒井英世議長 傍聴人の方に申し上げます。

私語はお控えください。

荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 この法律の解釈の質問なのでしょう。この場では、法律の解釈を議論する場でないと思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 仕組みについて伺っているのです。公務員の不法行為については、損害賠償請求する場合に、なぜこの国家賠償法というなじみの薄い法律を適用しなければならないかについて、荻野課長は12月の議会において、5人の議員に賠償金を請求すべきというなら、最初から町を相手に請求などしなければよかったのではないかと答弁しているのです。また、これは別の話ですけれども、栗原前町長も、本件は国家賠償法で対応することにはならない、理由がないと。これ、前橋地方裁判所に陳述書で長々と理由を提出しています。この通告書に示した条文を読んでも、国家賠償法の適用に矛盾するということの考え変わらないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、町がこれを賠償する責任を任ずるということで、今回は議会が行ったことに対する、町に対する訴訟かなと思います。それはそれで、そういう考えの下に訴訟されたのです。それはよいのですけれども、こちら側の主張としては、議会は町が責任を負う範囲ではないというようなことを主張しておりました。ただし、今回の裁判で我々の主張は認められなかったということで、議会でしょうが、個人の公務員でしょうが、町に関係する団体や個人につ

いては訴訟が認められて、こういった結果になったかと思えます。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法を認めることはできない、矛盾していると言ったのですけれども、その矛盾は解消していないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 町に対する責任を追及しているのに対して、その先のといいますか、それを個人の議員に対する国家賠償にすり替えていますので、それは違うと申し上げたまでです。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 荻野課長が認めなくても、公務員の不法行為を訴える場合には国家賠償法を適用しなければならないことになっているのです。民法で訴えても、裁判所には門前払いされてしまいます。なぜそうなるかについての理由、説明、これは難しいですよ。その説明は、専門家でもない限り無理だと思います。そういう事例はたくさんありますよ法律には。例えば、公職選挙法における被選挙権です。衆議院議員の被選挙権は25歳以上、参議院議員は30歳以上。それから、板倉住民でも館林の市長選挙には立候補できます。館林の市会議員への立候補はできないとの規定が公職選挙法に載っております。その区分とか制限、なぜそうなっているのかと言われても、その根拠を、理由を説明することは、これは難しいです。その是非論は、やはり専門家の世界ではないかと思うのです。ただ、公職選挙法の規定があるので、それに従っているだけではないのですか。公務員の不法行為を直接訴えることができないことになっているのは、国家賠償法があるからなのです。その規定があるからそうなっているだけで、その仕組みを認めることできないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 個人の責任があるとおっしゃっているのは青木議員だけでありまして、裁判所の判決にも個人の議員に違法性はないという判決が出ております。今回の裁判については町を訴えているものでありますので、町として受けているものであります。個人の賠償責任ではありません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法の制定当時の時代背景とか、あるいは制定の目的とか、こういう難しい問題は別にして、現在、公務員の不法行為については国家賠償法を適用しなければならないという規定が存在しているのです。国家賠償法が悪法であれ何であれ、存在する限り、それが廃止しない限り、その制度を受け入れなければならないのではないですか。この仕組みを認めることできないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどからも言っているとおり、仕組みがそうになっておりましたので、町に訴えてき

たのを受け止めていると、そういうことです。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 示した条文の全部読んでいないみたいですね。この条文を読んで分かることは、議員は公共団体の職員と位置づけられているのです。世間でよく、議会と執行部は別組織、二元代表制、車の両輪、あるいは対等な関係にあると例えられていますが、実態はどうかといえば、議員の身分は地方公務員法3条で地方公務員に含まれているのです。分かりやすく言えば、議員も特別職とはいえ、一般職公務員同様、町長の使用人という位置づけになっているのではないですか。首長と議員は、使用者と被用者との関係になっているのです。法律上、議員は町長の使用人ということになっているのではないですか。総務課長も、法律のように、議員は町長の使用人という認識ですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 その認識はいずれにしましても、議員が地方公務員の一人ということで、議員たちの集まりである議会が下した判断は町の責任ということで、裁判に基づいてそれを受け入れております。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 町長と議員の関係性は、地方公務員法で使用者と被用者という関係になっているのです。そのことが根拠になって、被用者である議員の不法行為については、使用者である町長が責任を負うという使用者責任の仕組みになっているのではないですか。これは民間でも同じですよ。それが公務員の不法行為の場合は、国家賠償法の規定を適用しなければならないということになっているだけだと思うのですけれども、なかなかその仕組み理解できないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 議員が町の公務員の一人ということを認識しております。その上で、議会が決定したことに対する判決も町は受け入れておりますと先ほどから申し上げたとおりです。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 荻野課長は、本件損害賠償請求事件について、被告は公共団体である板倉町になっているから、5人の不法行為議員は無関係であると12月議会でも答弁しています。しかし、通告書に示してある国家賠償法1条の条文を読めば、板倉町が取りあえず5人の議員に代わって不法行為責任を取る仕組みになっていることは分かるはずですよ。5人の議員を直接裁判所に訴えることができない仕組みになっているのです。なぜそうなっているかは、これは専門家の世界の議論であって、素人には分かりません。そういうふうになっているから、その仕組みに従うしかないのではないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 そういった主張の下、裁判を起こされたのかと思いますが、特定の議員の行動には違法性は認めていないという裁判所の判断になっております。個人への賠償責任はございません。ですので、今回の賠償責任といいますか、事実関係が起こったのは議会の議決の件でございます。その件に関して不法

行為議員とおっしゃっていますが、これは全く違法性はございません。これ以降は、5人の不法行為という表現はやめていただきたいと思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫委員。

○11番 青木秀夫議員 本件損害賠償請求事件において、5人の不法行為議員でなく板倉町を被告としたのは、国家賠償法を適用しなければならなかっただけです。そうしなければ、これは裁判所に却下、門前払いされたのです。板倉町と議員の関係は、使用者と被用者の関係にあることから、被用者である議員に代わって、使用者である板倉町を被告としなければならなかっただけなのです。そうであるから、本件損害賠償請求事件においては、板倉町は法律上の形式的被告であって、5人の議員が事実上の被告になっているのです。そういうふうに理解できないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどの件は、全く理解できません。町が被告になって、裁判で判決が出ております。その中で5人とされている議員につきましては、違法性は認められていないという判決も出ておりますので、町が被告で、内容は議会の議決に関する事という認識であります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法の規定の解釈において、公務員である議員の不法行為は、議員に代わって地方公共団体、本件では板倉町が責任を負うという仕組みになっています。それが規定されています。この仕組み、通称代位責任説として、これは通説となっております。荻野課長は、この通説となっている代位責任説を認めることできないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから申し上げているとおり認めております。そちらの主張で、そういったことで国家賠償法を適用して訴訟を起こしたのかなと思います。それで、裁判の結果からも、そういった議会に代わって町が責任を負うというようなことの判決も出ておりますので、先ほどからずっと申し上げているとおり認めております。ただし、議会の責任、責任といいますか、議員の個人の責任ではないというような判決にもなっておりますので、ご注意ください。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 代位責任説は理解できて認めるのですか。もう一回確認しますが、

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 議会の判断に対することに対して町に訴えてきたということで、裁判の結果からも、別にそれは違法でもないということで認めております。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 全然質疑がかみ合っていないのだけれども、私が聞いているのは、国家賠償法における代位責任説というのが一般的に通説となっていることが認められるのですかと聞いたのです。具体的なこと聞いていないです。一般論で聞いているのです。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 何が一般論か私には分かりませんが、法律に書いてあるとおり、そのように町に対して訴えてきたということで、我々一旦は関係ないという主張もしましたが、裁判の結果、町が責任を負うのだということになっておりますので、それは受け入れております。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 代位責任説と認めるのであれば、代位責任説によって果たした損害賠償請求に対して、国家賠償法1条2項に、加害公務員に故意または重大な過失があったときは、公共団体はその公務員に対して求償権を有するという規定が設けられています。この規定、加害公務員に代わって賠償金を支払った場合、代位責任を果たした場合、加害公務員に故意があったときは、公共団体は加害公務員に代わって支払った賠償金の返還を求めることができる求償権が認められているのですが、この仕組み理解できないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 仕組みは理解しております。ただし、今回の事件につきましては、その議員の違法性が認められておりません。議会が下した判断ということで、特定の議員に過失があったということは裁判所も認めておりませんので、我々は、もちろん請求権はあるにしても請求はするべきでないということになります。そもそも法律の解釈の問題になるかもしれませんが、賠償金が100%立替金となるという議員の解釈は理解できません。これ、12月の議会でも答弁したとおりであります。重大な過失があった場合には請求する場合もあるかもしれませんが、今回は議員に対する違法性は認められていないと。あくまでも議会の判断に対する判決でありまして、そのほか、それに伴う前段での議員が行った行為は違法性はないということで、この法律条文を参照した上で、個人の賠償責任はないというのが町の判断であります。

以上です。

○荒井英世議長 質問者と答弁の話がかみ合わないの、ちょっと整理しますけれども、青木秀夫さんの質問とそれから執行部の答弁ですけれども、両方とも公務員の不法行為については町で責任を負うというのは一致しています。ただ、その責任の部分ですけれども、これが要するに解釈の違いなのでしょうけれども、青木秀夫さんの質問の中では個人の賠償責任ではないかという部分が出てきます。ただ、執行部については、あくまでこれは町に対しての賠償責任ということでは言っているわけですが、この青木さんの質問要旨の中で求償権が出てきます。町としては、要するに公務員に対して確かに求償権はあるのですけれども、ただ執行部としてはその求償権を行使しないということですよ。その辺の執行部の求償権を行使しないという一つの根拠、まずその辺を明確にすべきだと思っています。

荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 行使しない理由としまして、まずは今回の被告は町ですけども、議会の判断によるものが争いのところになっております。議会は、個人ではない、法人でもないということで、議会に対して裁判も起こせないし、議会に対して請求するというのも何か変ですよ。しかも、議会を構成している議員、こちらにつきましては違法性はないと認められておりますので、請求する当てがないというのが、個人に当てはないという判断であります。ですので、議会に請求するというのも、議会に請求して誰がお金払うのだと。町ですよ。しませんが、そんな無駄なことはしない。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほど荒井議長がいろいろ仲介してもらったのですけれども、そうなのです。求償権があるかどうか。求償権を行使するかどうかは、これは町の判断なのです。裁量権なのです。それはこれから聞こうと思っているわけですから。ちょっとそれ置いといて、これから聞いてきますから、順番に聞かつもりでいるのです。

それで、求償権という意味が分かっているのですか。荻野課長、請求権と求償権は違うのですよ、これ。似てるのだけれども。いいですか。求償権というのは、分かりやすく言えば、立替払いした賠償金の返還請求権を求めるようなものを求償権というのです。一般の個人間の金銭の貸借、そういうものを請求するのはただの請求権ですけども、立替払いした場合なんかを請求するのを求償権というのだそうです。区分けちょっと分かりにくいですけども、厳密に言えばそういうことなのだそうです。

それで、荻野課長は、12月の議会で求償権について、町が判断することである。そうなのです。そして、町としては求償権は行使しないと答弁しています。その判断は今も同じですか。イエスかノーで教えてください。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 行使しない。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 荻野課長は、この12月の議会で立替金という解釈が分かりません。理解できません。また、債権という考え方が理解できませんと発言しています。確かにこの債権とは何かなんて問われても、それを正確に、的確に説明するということは専門家ではないから難しいですよ。通告書に示してある240条の条文、債権についての記述がありますが、これ読むと分からなくなってしまうでしょう。分かりにくいですよ。条文にこだわると何言っているか分からなくなってしまうのです。かえって難しくなるのです。常識を理解するには、かえって条文にこだわらずに常識を生かして単純に考えることが理解の早道になるのではないかと思います。余談になりますが、私も学生の頃、民法の債権総論なんていう授業を受けたことがあります。債権とは何かについて、1時間、1こま100分授業です。年間25回も講義を受けたことがあります。意味不明な、お経を聞いているような、何聞いているのだから分からないような講義でした。10分も過ぎると眠くなるような講義でした。何も理解できなかった、覚えなかったという苦い経験しか残ってお

りません。高校時代の数学の授業みたいなものでした。春先は満室の教室も、夏になる前には空席が目立ち、秋には空席だらけという状況でした。受けた講義で学んだことは何もなかったという記憶しかありません。ただ、法律の解釈は幅広く、奥深く、難しいのだなということだけはなんとなく分かっています。1年生の頃は落第するのではないかと随分心配もしましたが、不思議なことに自分では落第確実と自己診断しているテストがみんな合格しているのです。周りの友人見ても、みんな合格して卒業しているのです。大学って不思議なところだなと私は思っております。後で気がついたことですが、大学教育は本当に役立たず。専門学校で学べば少しは学力ついたかなと今は思っております。ですから今、専門学校が人気があるのではないですかね。それはそれとして、この法律の条文は単純なこと、常識的なことを集約したものであるから、その解釈、判断は常識を生かすこと、単純に考えること、難しい文言に惑わされないことが近道なのだと思います。

そこで、12月議会において、立替金について理解できないという発言がありましたが、一般的に立替金ということは、中学生でもその年齢になると社会生活を通して経験しているのではないかと思うのです。まさか荻野課長が、立替金ということは分からないというはずはないはずです。立替金について理解できないということは、国家賠償法の1条2項に規定されている求償権を認めないということにもなるのです。それは、通説となっている代位責任も認めないということになるのです。公共団体が損害賠償金を加害公務員に代わって立て替える代位責任という仕組みを認めないということになるわけですが、求償権を認めないということは、代位責任も認めないということになるのです。先ほど代位責任を認めると言っているのですから、その矛盾どういうふうに答えますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 求償権は認めると先ほどから言っております。12月に答弁したのは、確か5人の議員に対する立て替えということで主張しておりましたが、何度も申し上げますが、5人の議員に違法性はないということで、そちらの立替金では全くないというようなことを12月に答弁しておりますので、立替金ではありません。5人の議員に対する立替金ではございませんということになります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 もう一度伺いますけれども、求償権を行使しないということは、求償権はあるけれども、行使しないということなのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 法律を見れば、求償権は場合によってはあると。できる規定になっていましたかね。今回の議員個人には関係ありません。違法性はない。関係ありません。先ほどから言っているとおりです。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 求償権を行使するかどうか、裁判所の命令とか指令ではないのです。板倉町の判断なのです。裁量権なのです。行使するかしないかは、板倉町の判断なのです。

そこで、ちょっと伺いますけれども、2月7日の新聞に、大川原化工機冤罪事件における東京都による警視庁警察官個人に対しての損害賠償責任を求める記事が各新聞に大きく掲載されました。読まれましたか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 読んでおりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 こんなでかく載っております。上毛新聞に載っておりました。それから、テレビでも大々的に報道されておりました。テレビも見なかったですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 テレビも見ておりません。質問の趣旨がよく分かりませんので、端的にお願いします。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 大川原化工機冤罪事件とは、東京都が違法警察官に代わって被害者に払った損害賠償の一部を違法警察官個人に請求したという記事です。これは、国家賠償法1条2項に当たる公共団体による求償権が行使されたという事例です。東京都も板倉町も一公共団体ですから。東京都による違法警察官に対する立替金の請求です。大川原化工機事件も、板倉町が5人の議員の不法行為で被害者に損害賠償金等を立替えたのは同じケースです。立替金は板倉町の税金です。5人の議員に対しての立替金の返還請求権を行使する考えはないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから何度も申し上げております。5人に対する違法性は認められておりません。不法行為議員ではございません。今回の裁判は、議会の決定に対する裁判になっております。ですので、5人は不法行為議員でも何でもなく、議員個人に対する請求権など考えられないと思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 荻野課長は、12月議会で債権という考え方は理解できないと答弁しています。立替金は債権に当たるのだと思うのですけれども、今でも理解できないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 一般的な話をしますと、立替金であれば、それが債権になると思います。ただ、今回の事件に関しては、個人の議員に対する立替金ではありません。立替金という解釈はできません。ですので、債権にもなりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この240条の2項、読んででしょう。ややこしいのです。政令の定めるところによ

りと記述があります。法律と同じように星の数ほどあるのだそうです。8,000もあるそうです。政令なんて読んだことありますか。難しいことは考えなくてよいのだと思うのです。債権とは何か。我々が日常生活の中で経験していること、できることを単純に思い返せば理解できるのではないですか。債権とは、金銭に限定して言えば、ある人がある人に金銭について請求できる権利であるということです。例えば金銭の貸借であれば、貸し手が借り手に対して貸し金返還請求権。金銭の立て替えであれば、立替え人が立て替えられた人に対する立替金の求償権。こういう請求権とか求償権などを債権と言っているのではないですか。これが請求行為とか求償行為、誰でも日常体験しているはずですよ。立替金の求償権が債権に当たるかは言わずもがなではないのですか。中学生でもこんなものは理解できると思うのです。立替金が債権に当たること認められませんか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 何回も申し上げております。特定の議員の行動に違法性は認められておりません。仮にですけれども、立替金があるとすれば議会です。議会の判断に対する訴訟ですので、議会になります。個人の議員までは及んでおりません。ですので、一般的に240条を見れば、立替金があればそれは債権で請求しなければならない。これは一般的な話ですけれども、今回の事件に関しては、求償権を請求するのであれば議会、団体になるかと思えます。個人ではございません。ですので、個人に対する立替金でもなく、債権でもなく、未請求でもございません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 通告書に示した240条の2項に、このように記述があります。公共団体の長は、債権について、取立てに関し必要な措置を取らなければならないとの規定があります。この規定、12月議会の荻野課長の債権請求不行使という答弁は矛盾すると思うのです。240条の2項の規定に反しませんか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 債権が町にあれば請求はします。これは普通、一般的な話です。今回の事件に町は債権はございませんので、請求はいたしません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ところで、荻野課長も税務課の経験もあったのではないですか。その当時、税金の滞納者に対して預金の差押えとか給与の差押えなどをして、滞納金である債権を回収した経験があるのではないかと思うのです。先日も板倉町においても、税金滞納の回収のトラブルの記事が新聞に載っておりました。そのくらい債権回収には全力を尽くしているのだと思うのです。そうではないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 一般的な話と今回の事件の話が混ざっているというのですかね。青木議員の主張は。我々は、一般的に町に債権があれば、それは請求します。ただ、今回の事件に債権はございません。議会に

対しても別に請求しておりませんし、個人には請求できません。事件に関しては、債権はございませんので、請求もしませんということをお先ほどから申し上げています。

以上です。

〔議長、堂々巡りでいつまでやっても変わりません。いいかげんやめましょう〕という人あり〕

○荒井英世議長 ちょっと整理します。青木さんの質問とそれから執行部の答弁ですけれども、債権についてもかみ合っていないのです。例えば執行部では、立替金そのものを認めていないわけです。国家賠償法の2条の関係ですけれども、確かに求償権を有するのですけれども、執行部としては求償権を行使しないと言っているわけです。そうしますと、例えば次の債権の部分ですけれども、これも要するに立替金として認めていないわけだから、債権として成立していないと思うのですよね。だから、これ何回やっても同じなので。

○11番 青木秀夫議員 聞いてくださいよ。まだあるのだから、10分。

○荒井英世議長 どうぞ、青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 240条の2項に、債権取立てに関して必要な措置を取らなければならないとちゃんと明記されているわけです。それと矛盾するのではないかと聞いているのです。矛盾しないというなら矛盾しないのでよいのです。240条の2項の規定を尊重しないというか、無視されているようなのですが、荻野課長は板倉町の公務員です。入職時に宣誓書も出しているはずですよ。その宣誓書には、こんなこと書いてあるのではないですか。私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、法律、条例、その他の諸法規を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓いますという文言があるはずですよ。それを提出しているはずですよ。その宣誓書と240条の2項の規定、これ矛盾しているのではないかと思うのですけれども、矛盾をどのように説明されますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

〔荻野剛史総務課長登壇〕

○荻野剛史総務課長 240条の2項、手元がないので。

〔書いてあるじゃないですか。通告書に〕という人あり〕

○荻野剛史総務課長 これですね。これは、債権があればの話をしているのです。債権があれば、町は必要な措置を行います。一般的な話で先ほどから申し上げています。債権があれば必要な措置をしています。差押えとか。債権がないのですから、措置は必要ありません。無理やり債権に結びつけているのが議員だと、そういうふうを考えております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 これは確かに水かけ論で話は交わるところはないのですけれども、確かに今日の社会においては、裁判所の判決があろうと命令があろうと、それを無視する人はいるのです。裁判所の判決文の内容は、100対ゼロなんていうことはあり得ないのです。70対30、60対40、場合によっては51対49という微妙な判決もあるのです。語尾をしっかり確認しないと、どっちが勝ったか負けたか間違ってしまうような事例もあります。そこで、日本の社会の仕組みは有限責任ですから、無法者が得する社会なのです。昔からよく言われているでしょう。泣く子と地頭には勝てぬということわざもあります。判決に従わない者を従わ

せるのは、時間と労力を必要とするのです。逃げ得ということもあるのです。民間人ならそういうこともできるのですが、公務員の場合は宣誓書も提出しているのです。それから、いろいろな法律に絡められているのです。法律に違反する行為に当たる可能性が高い場合は、それは逃げ切れないというケースもあるわけです。そういう認識はないですか。

○荒井英世議長 どうも議論がかみ合っていないという感じなのですが、例えば、私の整理権に基づいてちょっと説明しますけれども、債権それ自体が特定の人に対しての金銭の支払いを求める特定の行為ですよね。ただ、執行部は、特定の人という部分は、要するに特定の人ではなくて、町自体に例えば求償権を行使する場合でもあるということですよ。ただ、今回はその求償権を行使しないということですから、前段の一つの前提が崩れますと、基本的に次の債権の部分はあまり成立しないということで、これは幾ら執行部と青木さんが議論しても平行線で進まないと思うのですよね。ですから、その辺を加味して、基本的に町としては国家賠償法の求償権をやらないということ。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それは当事者同士が言っているだけで、それを正しく判断するのは第三者ですよ。求償権があるのかないかとか、債権があるのかないかというのは、当事者で水かけ論でやったって、1日やったって2日やったって解決しないです。第三者に判断してもらうのです。ですから、さっき言ったように、時間と労力がかかるのです。これを解決するには、また別のところに判断してもらうしかないのです。先ほどから荻野課長は、5人の議員に違法性はない、ないって、あったではないですか。群馬県の審決書も出ているのです。違法だって審決が出ているでしょう。時間がないからちょっと待って。審決書も出ているのです。前橋の裁判所でも損害賠償しなさいと請求が出ているのです。損害賠償を請求するって誰が払うのですか。板倉町というのは法人ですよ。法人。自然人ではないのだから。払うのは板倉町が払うわけだ。板倉町の判断で。それについて、板倉町は求償権を行使しないということをはっきり言っているのしょうから、求償権を行使しないは裁量権でいいのです。私もないとは言っていないのだから。それが正しいかどうかというのは別の話。これはまた別のところで判断するしかないのです。いいですか。水かけ論でAとBが、そうだ、違うと言ったって、時間の労力なのです。ですから……

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 議長から発言の許可をもらいましたので、発言します。

5人に対する違法性はございません。これ、はっきり何度も申し上げておりますので、5人の不法行為議員なんていう言葉はやめてください。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 前の話とつながっているから一々私は言っていないのだけれども、つながっているのですよ。群馬県の知事によって違法性があると判断されましたよね。それで、次に、群馬県知事の審決書が根拠となって、前橋の地方裁判所でもそれが根拠になって損害賠償が認められたわけです。全然関係ないって本人が言っただけで、いいですよ、何言おうと。第三者へ判断してもらうからいいですよ、これから。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 経過の中に5人は出てきますが、最終的に判断したのは議会の判断。それが違法だと判断を受けております。県の審決です。今回の裁判の事件についても、議会の判断が違法というのですか、なったということで、今回の裁判所から出た判決の内容を読みましても、5人に対する違法性はないとはっきり書いてありますので、5人に対する賠償責任はございません。ですので、こういった表現は以降やめていただきたいと思っております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員に申し上げます。間もなく通告時間になりますので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 最後に町長に伺いたいのですけれど、こんな事例もあります。長崎県壱岐市の国家賠償請求事件です。長崎市の市長が個人責任を問われたのです。民間の人から。それで、裁判で個人責任を取らされたわけ、壱岐市が。そのときのことがここに書いてあります。壱岐市は、個人責任に対して請求権を行使し、損害賠償金及び弁護士費用合計520万7,389円を請求した。それに対して壱岐市の白川博一市長は、その個人責任を壱岐市に対して2月9日までに請求の金額全額を支払ったということを議会で報告している文面だと思うのですけれども、壱岐市から請求を受けたことを、市長個人が五百何万円を支払いましたとインターネットに載っていますから。大川原化工機事件もあるし、こういう事例は幾つかあるのです。ですから、この辺のこともあって、求償権はないのだないのだ、債権はないのだと。それはいいですよ、勝手な判断ですから。その判断が正しいかどうかは第三者が判断することですから、ぜひその次の舞台でそれをやるしかないのではないかなと思っております。そういうことです。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議員の主張は一応理解をしたつもりではありますが、もし市長なり町長なりが不法行為、違法行為をしたのであれば、もちろん損害賠償という形で払っていくのは、求償権なり、町から訴えられればそれに対して、もし不法行為があれば損害賠償が請求されて払うのは仕方ないかと思っておりますが、なければしっかりと争って勝ち取るということだというふうに思っておりますので、不法行為、違法行為をしなければよいのかなと個人的には思っております。

○荒井英世議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 (午前11時03分)

---

再 開 (午前11時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は45分です。

小林武雄議員。

[8番 小林武雄議員登壇]

○8番 小林武雄議員 通告3番、議席番号8番、小林です。12月に続きまして、一般質問したいと思います。

12月の一般質問のときに、町長に対する1年間の振り返りと、また2年目に対しての意気込みということで質問させていただきました。その結果を踏まえて、おそらく町長、執行部一同が、この令和8年4月以降の組織改編ということも12月の定例会で提案され、それが可決されたということになっております。それに基づきまして、この4月以降、どんなふう組織を変えていくのか。おそらく、町長の思いが結構乗っているだろうということで、今回一つのテーマに挙げさせていただきました。

もう一つは、周りの市町村では結構やっていますコンビニでの交付について、板倉町の進捗とか取組とか、その辺のところを聞き出していこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初の行政組織改編による産業基盤構築の推進ということで、大まかにタイトルをつけさせていただきました。これには先立って、去年の2月1日から今年の1月31日まで、町長はじめ執行部、各団体においては、町制施行70周年記念ということで1年間頑張ってもらっております。その記念イベントも取りあえず1月31日をもって終わったということで、2月1日から本格的に小野田町政が始まっていくのかなと思っております。この1年間は、いろんな記念イベントを通じて、職員、各種団体、首長連携を強化されたと思います。実質就任2年目、これに向けて町長の運営が表に現れてくる時期になってきます。また、この4月には新入職員をかなり入れるということと人事異動も入る、また役職定年ということで3名ほどの管理職の方が退いて、また新しく管理職の方が、課長クラスが3名、そうすると係長クラスが3名というふうに管理職の方も替わってくるということで、そういう意味では結構この4月の人事異動については、板倉町も久しぶりに結構な大異動になるのかなと思っております。その中には、町長が去年の一般質問のときにも Manifesto の中に掲げております産業団地の推進とか、もろもろのことを言っております。それを踏まえて、おそらく地域創生課ですか、というのをつくり上げて、その下に係とか何かをつくるのでしょうか、その動きが出てきているということだと思います。思いとすれば、この先、人口減少社会の中で自治体の持続性を確保するためには、今まで子育て関係をかなり充実してきております。また、福祉関係も板倉町としては充実してきますということと、そうすると充実はするのですが、その基になる財源をいかにして確保していくか。それが、これから小野田町政の挑戦していかなくてはならない課題になってくるのかなと思っております。その意味においては、新年度に予定されている組織改編は単なる庁内の配置見直しではなくて、町の将来を見据えた政策執行体制の再設計であると理解しております。

また、さらには、現在、都市計画マスタープランの見直しの時期が来ております。これも平成27年に今の都市計画マスタープランが発行されているのですが、それ以来10年ちょっと、マスタープランというのは10年から20年スパンで見直しをしていくと。その中で細かいやつは、一応5年ぐらいで見直しをしていくという流れになっております。そうすると、この1年間、2年間のうちは、板倉町の土地利用計画を同時に動かせる数少ない機会でもあります。そこで本日は、組織改編が本当に産業政策を前進させる体制になるかという観点から質問させていただきます。

最初の質問でございますが、今回の組織改編における最大の目的は何か。また、現体制との違いはどこにあるのかということで、まずはお答えいただければと思います。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

まず初めに、組織改編ということで全体的なお話をしたいと思います。今回の組織改編の目的につきましては、行政サービスの向上はもちろんのこと、昨今のあらゆる行政課題に対し、より機動的かつ合理的に対応していくためのものであります。当然、町長の公約の実現や加速化を図るものでございます。

まず、既存の産業振興課と都市建設課を再編し、新たに地域創生課をつくります。その中の内容といたしましては、新規産業団地の造成や企業誘致、こちらはまちづくり推進係とします。それに、造成や誘致に関連する都市計画、これを賄うのが都市計画係。この2つを1つの課、地域創生課に集約いたします。こういった地域創生課を組織しまして、積極的な産業基盤構築の推進を図ってまいります。

続きまして、12月で承認いただきました税務課と会計課を統合して税務会計課、そのほか行政組織条例を改正しましたけれども、ちょっと見えない部分もございまして説明いたしますと、例えば総務課内に秘書人事係と情報広報係を配下に置く秘書室というのを設置いたします。これによって、町長の特命事項をはじめとする意思決定の迅速化を図ってまいります。また、今まで企画財政課で担当しておりましたLINE配信やシティプロモーション、こちらにつきましても秘書室に移管することで、町の情報を集約し、町長が常々公言している積極的スピーディーな情報発信に努めてまいります。なお、秘書室には課長相当職である室長の配置を考えております。

次に、企画調整係が担当する大学関係やシティプロモーションなどの固有事務を他部署に調整することで、企画調整係と財政係を統合いたします。企画財政係になります。また、既存の施設管理係、こちらにつきましては、保育園・児童館建設に関する業務を担当いたします。

さらには、住民環境課の環境下水道係につきましては、環境部門と下水道部門を分離いたしまして、それぞれ独立した係、環境係と下水道係に再編いたします。全庁的に細かな係再編や事務分掌の移管を行い、行政組織規則で定めてまいります。

いずれにしましても、町長が就任しまして1年経過し、町長が掲げる産業促進をはじめ、各種公約実現や町が抱える当面の行政課題をクリアしていくために、組織改編という形でご理解いただければと思います。

ご質問の今回の再編の最大の目標ということになりますが、町長の公約でもあります産業団地の新規造成と企業誘致、こちらの強化ということになるかなと思います。

また、決定的な違いにつきましては、やはり地域創生課の新設であります。新規造成や企業誘致、これらに密接に関係しています都市計画、こちらを一つの課に組織しまして、行政の効率的かつ効果的な町政運営の推進を図ってまいります。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。今、組織の改編の中で、地域創生課以外に秘書室をつくるということで、町長の前の公約でもありましたけれども、情報発信を強化するというので、それは大変うれしく思います。おそらく、町長と秘書室は常に密接な関係がありますので、そういう意味では各課に下ろすよりは、すぐそばの秘書室辺りでいろんな情報を収集して、それを含めて町内外に発信していくということが一番理想かなと思いますので、ただ、この秘書室については課長クラスの人事を予定しているという

ことになると、今までは管理職の方が11名でしたが、4月以降は12名ということになって、係長クラスというのは人数的には変わらないのかなと思うのですが、その辺の確認はできますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 お答えします。

係的には下水道係が1つ増えたということと、地域創生課のまちづくり推進係ということで増えております。それと、都市計画係ですか、3つ増えて、企画財政課の調整係と財政係、これが1つになったということで、1つ減っております。そんな感じですかね。課につきましては、1つ減って1つ増えたという形になって、同じ数になっております。

「違うでしょう」と言う人あり]

○荻野剛史総務課長 課は一緒です。室長が課長になりますので、課長は12名ですかね。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 はい、分かりました。取りあえず課長クラス的には12で、秘書室か、それについては同じあれですが、総務課の中に入っているという解釈でよろしいですね。総務課長。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 はい、そのとおりでございます。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 それで今、総務課長のほうから話があったのですが、一つ、東洋大学を担うのは、今までは企画財政課で担当していましたが、先ほどの説明でいくと、今後、部署を検討してどちらかに振り分けるといような回答はもらったのですが、特に今東洋大学については、町のニュータウンの方たちは結構関心を持っているので、東洋大学を担うというか扱う部署が今後どちらにいくのかというのは、みんな関心があると思うのですよね。その辺のところは詰めてあるか、もしくは今後詰めていくのか。あと3週間ありますので、その辺のところの返事がもらえればと思うのですが。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 東洋大学関係につきましては、いろんな調整役ということで、引き続き企画財政課が担当いたしますが、そのほかにいろいろ、これから跡地利用とか造成を伴う場合などもございますので、地域創生課で業務を行います。メインは、地域創生課になります。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 正確には、どちらになるのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 両方が担当するのですけれども、調整係として企画財政、公務的な、実務的なもので地域創生課というふうになります。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 そうすると、外部的には企画財政がやって、内的なものは地域創生課のほうで進めていくという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。1本には絞らないで、分けてやるのでしょうか。その辺は一応、皆さん関心があると思うのです。どこに相談すればいいのって、そここのところは。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 先ほど総務課長が言ったとおり、基本的には企画になると想定しています。その中で、調整事等は窓口として企画が動くのですが、その中で今後、東洋大学が何かしら決定されたり、必要に応じて現場のほうで動くものがあるとすれば、地域創生課のほうで預かって現場のほうの調整に入るような状況になると思います。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。取りあえず、まだ4月1日まで約3週間あるから、その中でよく詰めてもらって、異動の前には正確にその係の担当の仕事、分掌のほうを話していただければと思いますので、よろしく願いいたします。おそらく、人事とか組織の関係も急ピッチに進めているのかなと思っておりますので、その辺は多少は理解しておりますので、今後詰めていってもらえればと思います。

今回、地域創生課、まちづくり推進係、都市計画係ということで、新しく係をつくりました。先ほども話が出たように、まちづくり推進係は産業の造成とか、あとは移住定住とか、そういうものをおそらく窓口としてやっていくのだらうと思います。それを踏まえて、都市計画係が設計とか土地の関係とかおそらく詰めていくのかなと。そうすれば、2係でこれからの板倉町の産業構造の基本ができていくのかなと思いますので、そういう意味では地域創生課のこれからの活動が一番皆さんが気にするところですので、その辺のところは注視をしながら見ていきたいと思います。

その中でもう一つ、今回の組織の中でちょっと心配だなと思っているところは、税務課と会計課を取りあえず1本にしました。もともとは独立した課長がいたのですが、これを1本にして、果たしてその税務会計課長、その辺のところの業務負担とか、片や多少は分散したので、多少は専門的に課長がやっていけるでしょうけれども、逆に集約された税務会計課のほうの業務負担とかバランスとか、その辺のところはどのように考えているのかお聞かせください。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 会計課につきましては、会計管理者を含めて3人で業務を行っております。今後、税務課長が兼務という形になって、税務会計課ということになります。これまで会計管理者として実務的なことを行っておりましたものにつきましては、業務を会計係内で見直しまして、そちらで調整すると。係員も2人から3人に増やす予定でもありますので、そちらで業務を担当するということになります。2つの課長業務が1つになりますので、最初のうちは結構大変かなとは実際思いますけれども、会計課長としての業務を係に下ろすことで調整はできると考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。多少その辺で、安心はいたしました。これをずっとやって

いると時間がなくなってしまうので、次の都市計画マスタープランについてということでお伺いしたいと思います。産業団地造成は、土地利用計画に位置づけなければ進みませんので、県との協議が特に重要になってくるのかなと思います。都市計画マスタープランに明記されていない産業用地は認められにくいということが言われておりますので、候補のエリアの方向性を明確にする上では、この都市計画マスタープランに載せる必要があります。それには、県との協議が事前に必要です。その辺の都市計画マスタープランの進行について、これからどのように取り扱っていくかお尋ねいたします。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 都市計画マスタープランの進め方ということでございますが、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針と定めるものでございます。市町村が創意工夫の下、おおむね10年から20年を目安に都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すものでございます。計画の更新に当たっては、都道府県が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これを都市計画区域マスタープランと言いますが、そのものや、市町村が策定する市町村総合計画などといった上位計画に即するとともに、市町村が独自に定める部門別計画との整合性についても考慮する必要があります。よって、都市計画マスタープランにつきましては、群馬県との協議調整や板倉町総合計画との整合性を図り、計画を策定していくこととなります。

板倉町都市計画マスタープランの上位計画として、群馬県都市計画区域マスタープランがございますが、こちらは群馬県内の情勢等を鑑み、5年ごとに定期的に見直しがなされており、直近では令和7年12月に改定がなされたところでございます。

現在、板倉町都市計画マスタープランは、平成27年3月に改定されたプランとなっております。平成27年度の改定以来、大幅な計画変更がないことと、現在の板倉町総合計画の計画期間が令和2年度から令和9年度までであるため、次期創設される板倉町総合計画との整合性を図るとともに、令和12年度に定期改定がされると思われる群馬県都市計画マスタープランとの整合性を図り、令和12年度の板倉町都市計画マスタープランの改定を計画しております。

また、東洋大学跡地利用等の利用目的が決定され、早急な都市計画マスタープランの変更の必要性が生じた場合には、随時の変更で対応していきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。都市計画マスタープランには土地の利用、それには工業団地、道路、農地、いろんな意味で板倉町の将来を見据えた計画ができるのかなと思っておりますので、その辺のところは県との協議が一番大事になってきます。常々、過去何人も議員さんが質問しているのですが、なかなか県との協議のほうが進まない。その辺のところも、板倉町は、ほとんどが農振地域に結構入っていて、昔、ニュータウンができた関係で200ヘクタールが消えたとか、工業団地ができたので25ヘクタール減ったとか、岩田団地ができたので減ったとか。そうすると、群馬県の中でもこういう優良な農地を残すべきだという意見が結構あるでしょう。でも、それはそれとして、板倉は板倉の財源確保のためには、その辺のバランスを取りながら工場の造成とか、その辺もやはり取り組んでいかないといけないと思いますので、

総合的にはそれを県との交渉のときにも強く訴えて、なるべく自助財源が取れるような形で進んでいただければなと思っております。

この後、去年の6月の一般質問のときに、須藤議員が工業団地の造成の関係で進捗を産業振興課のほうに質問されました。あれでいきますと、この2月ぐらいにはある程度の選定のエリアが出るかもしれませんよという回答が議事録に載っていましたが、もう2月は過ぎました。それで、県とのその辺の話があれからどのぐらいの進捗で進んでいるか、担当課のほうから説明いただければと思います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 質問にお答えいたします。

昨年6月の須藤議員さんの一般質問のときにそのお答えをさせていただいたところですが、そのときにまず板倉町としましては、群馬県において新規産業団地の造成候補地ということで選定される必要があると。それに向けて、県が示したスケジュールにのっとって進んでいくというお話をさせていただきました。そのときのお話ですと、今の3月の時点には候補地の推薦といえますか、そちらの提案を県に対してしていくというような答弁をしていたと思うのですが、現実、県のそちらのスケジュールが遅れておりまして、当時のスケジュールですと、昨年10月に選定の方針、またスケジュールの正式なものを県が町に示してくるというようなところだったのですが、実際に選定方針とスケジュールが示されましたのが1月14日ということで、約3か月、4か月ぐらい遅れている状況となっております。ということで、最初ですと3月には選考地を県に提案していくという予定だったのですが、現在のスケジュールですと7月に提案をしていくというようなところになっておりまして、現在は県と相談期間になっているということで、次年度以降にその提案が本格的になってくるというような状況になってございます。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。やはり上位方の予定が狂ってきたということで、それに対して町としても合わせていくしかない。そうすると、7月ぐらいまで、要するに今が3月ですから4か月ですか、そのぐらいで板倉町としてはここを候補地にしていきたいというような一応案を提出していくと。その案が初めて県のほうで通って、県のほうで承認されるのが来年、令和9年ぐらいですかね。それで、それがはっきり県のほうから承認が下りれば、都市計画マスタープランのほうにも載せられるのかなと思うのですが、そういう工程になるのでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 先ほど、県のスケジュールのほうが遅れているということでお話をさせていただきましたが、7月のほうで本格的な調査票の提出で町として候補地の提案をしていくということになりました。最終的には県の決定というのが令和9年の9月、来年の9月に最終候補地として決定されるというような現時点におけるスケジュールとなっております。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございました。大体の工場の造成の関係は流れが分かってきました。今回の行政組織の改編、それはおそらく小野田町長がこれから先の思いを込めて工場の造成の関係を進めてい

ってくれということで、地域創生課、まちづくり推進係とか都市計画係とか、そういうのをつくっております。この辺について、町長が今回の組織改編を久しぶりに変わったわけですが、その思いについて町長からの一言があればまとめてお願いいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ご質問ありがとうございます。当然思いがあって、今回の組織の改編に臨むわけでございます。町長になる以前から思っていたこともございまして、特に産業振興課の所管事務が大き過ぎると。農業、商工業、企業誘致、観光、これを1人の課長で回していくのは大変厳しいなというような部分と、私の思いの部分である情報発信の部分が情報広報係であったり、企画のほうの企画調整係であったりという部分で統一がなされていなかった。また、移住定住という部分についても、議員の皆様からご指摘もいただいておりますけれども、そういった矛盾といいますか手間をなくすという部分も含めて、今回課長職が1人ずつ増えて、係も増えて管理職が増えるという部分については、よいことなのか悪いことなのかという部分も考えてはいたのですけれども、これもやむなしということで、今回改編をさせていただくと。組織というのはどんどん、時代といいますか、そのタイミング、何が必要かという部分で変わってくるというふうに思いますので、今回、来年度の4月から組織を改編いたしますけれども、これがベストと思ってこちらは組んでいるところですが、いやいや、よくなっていないよと。もっとよい方法が、よい改編があるのであれば、また次年度も、その次もということで、日々進化をさせていきたいというふうにも思っております。ただ、限られた人員の中での配置となりますので、当初は戸惑ったり、初めてやる部署ということで職員にも戸惑いはあろうかとは思っておりますけれども、これを軌道に乗せて、今以上の行政サービスの質の向上とスピードアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。この問題については、以上で終わりにしないと次の問題が終わらなくなってしまうので、新しい組織の活躍を職員一同頑張らせていただければと思いますので、メールを送りながら、この次の質問のほうに移りたいと思います。

2番目は、コンビニ交付のことについてですが、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書のコンビニ交付についてですが、現在、全国の多くの自治体において、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの導入が進められています。これは、デジタル社会の進展の中で、住民サービスの利便性向上と行政事務の効率化を図る取組としての一つです。これまで証明書の取得は、役場の開庁時間内に窓口へ来庁する必要がありました。しかし、コンビニ交付が導入されれば、早朝や夜間、さらには休日でも全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することが可能となります。住民の皆様への利便性は、大きく向上するものと考えております。また、行政側にとっても、窓口の混雑緩和や事務負担の軽減につながると思っております。行政サービスの効率化という観点からも、大きな効果が期待されております。

そこで、令和8年4月以降に、この間もらった予算書には、令和8年度以降に取り組みますよと予算書に計上されておりますので、私がこれを出した後だったかな、正式な予算書をもったものですから、大体数字とか、その辺は分かるのですが、ここでは細かいことはあまり言わないで、今、このコンビニ交付を導入したいきさつとかその辺が分かれば。なぜ、この令和8年4月になったのか。その辺からまずは教えていた

だけですか。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、今のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、コンビニ交付サービスにつきましては、町民の方から以前から要望がございました。本町では、令和7年度中に住民基本台帳を含む基幹系システムを国がお示しをしているところの標準準拠システムへの移行というのをしなければならず、標準化移行前のコンビニ交付システムの導入ということでありまして、標準化による基幹系システム変更後に再度それに対応するコンビニ交付システムへの変更というものが必要になってまいります。そういうことが生じてしまいますと、二重投資となってしまいますこと。また、システムベンダーのほうでそういった期限の定めのある標準化への対応で手薄ということになっておりまして、無理に進めることはシステム不具合や過ちの原因になり得ることということが考えられましたので、標準準拠システムへの移行が完了した令和8年度にコンビニ交付システムの導入を予定しております。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。コンビニを導入するに当たって、4月以降から始めていくわけでしょうけれども、予算書でいくと、おおむね12月ぐらいまでに大体ある程度の準備が進むのかなというスケジュールが見えてきています。実際のところ、どういうふうなスケジュールで今後進めていく予定なのでしょうか。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、スケジュール感についてお答えを申し上げたいと思います。

導入に関する業者との契約を締結しました後に、実際に稼働できるようになるまでには約8か月間が必要となってまいります。その間、条例でありますとか規則といった例規の改正や実店舗での交付試験等を経まして、遅くとも来年度末までのサービス開始を目指しております。今、小林議員のほうからご指摘があったとおり、予算書の計上では予算書編成時にクラウドサービス利用料というものを計上してございますけれども、今のところの想定でいきますと、令和9年2月稼働を想定してございます。2月から稼働させるには前月の1か月分のそういった費用が必要ということになってまいりますので、その辺を目途に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。来年の3月、4月にはある程度、町民の方が利用できるようになるのかなと。そうすると、年を挟んだ年末年始辺りが準備のPRとかになるのかなと思います。

そこで、コンビニ交付をあちこちの自治体でも導入はしているのですが、板倉町では、予算書では5種類だったかな、証明書の発行については、令和6年度の決算書で見ると、この5個の証明書の取得の取扱い件数ですかね、いろんなものがあるのですが、今回のコンビニ交付に移行される証明書の関係については、ざっと計算すると1万3,000件から1万5,000件ぐらいあるのかなと思うのですが、そうすると1万3,000から1万5,000、全てがコンビニに回るとは絶対ないです。高齢者もいますし、あとマイナンバーカードを持

っていない人もいます。そういう方の想定される対応については、窓口業務がおそらく5割ぐらいは残る、もっと残るのかな、分かりませんが、そうするとコンビニ交付を皆さん使ってねというPRが一番大事になってくると思います。そういう意味では、今年の2月か、太田市がキャンペーンで半年とか1年間かな、利用料というのですか、あれを10円とかでやりますよというのが上毛新聞に載っていました。もともとこの予算書でいくと、コンビニ交付というか、コンビニさんに払うお金が117円で書いてありますから、それはもう必ずコンビニさんに払う。もともと役場で窓口業務で住民の方から手数料をもらっているのが300円、もしくは450円とかありますけれども、幾らPRとはいえ、極端なそういうPR活動はしなくてもよいと思うのですが、マイナンバー持っていない方とか、高齢者の方とか、そういう方に対する考えられる対策をちょっと回答できればと思うのですが。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げます。

想定される課題というところで、今、議員がおっしゃられたように、利用率をどのように上げていくのかということになるかと思えます。町民全体を見てみますと、やはり高齢者層の割合が高いというようなことであつたりということもありますので、そのキオスク端末というような、店舗に置いてある端末のことをそのような形で呼びますけれども、そういった操作に不安を感じる方も多いのではないかと考えております。既に実施をしてございます自治体を参考にしながら、チラシ等で分かりやすく説明するなど、町民に寄り添った形での対応を検討してまいります。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 もう一つ、マイナンバー持っている方については、全てコンビニ交付で利用できるかできないか。大人の方はよいのですよね。子供の方も一応、子供の方というのはあれですが、中学生以下についてはマイナンバーを持っていると思うのですが、それについての縛りか何かあるのですかね。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 マイナンバーカードを持っていれば、全ての方がコンビニ交付利用できるのかというようなご質問かと思いますが、15歳未満につきましては、コンビニ交付を基本的には利用することができない、または制限されているというような状況でございます。主な理由としましては、総務省の指針によりまして、電子証明書等に用いる署名用電子証明書というものがカードの中にあるのですけれども、そちらが原則発行されないためでございます。この署名用電子証明書につきましては、実印に相当する重要な機能ということになっておりますので、15歳未満には原則発行しないというセキュリティー上の判断に基づいているということになります。ただし、15歳未満でありまして、同一世帯であれば親が自らのマイナンバーカードで住民票なり戸籍の謄抄本というのが取れますので、そういった形での不便さはないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 コンビニ利用についての疑問とかその辺は、多少は解消できるのかなと思っております。

最後に、予算書にも載っているのですが、初期、あとは国庫補助とかその辺のところの経費の予算、あとはランニングコストが一番肝腎だと思います。初期導入については、国庫補助が半分入るとあってありますから、3,000万円かかっても1,500万円が町の持ち出しですよと。ただし、ずっと運営していくにはやはりランニングコストがどのくらいかかるのかと。それはもう一旦お願いしてしまえば永遠になりますので、その辺のところが一番肝腎なのかなと思いますので、最後にそここのところをお答え願えますか。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、イニシャルコスト、それとランニングコストの関係ということでございますけれども、まず導入部分のイニシャルコストの関係でございますが、コンビニ交付システムを導入するに当たりまして、その構築費用として、電算業務委託料が約2,700万円かかります。

続きまして、ランニングコストでございますけれども、クラウド利用料といたしまして、年間約405万円。J-LISという組織がありまして、これは地方公共団体情報システム機構という機関になりますけれども、そちらへの運営負担金が年間約70万円かかってまいります。また、先ほど小林議員が少し触れられたように、そのほかにコンビニ事業者に対し、証明書1通当たり117円の委託手数料がかかります。特定財源の関係になりますけれども、イニシャルコストとサービス開始から3か年度分のランニングコストにつきましては、国の地域未来交付金、デジタル実装型の交付対象事業というふうになっておりまして、対象事業費の2分の1、半分が交付金として交付されます。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 時間になりましたので、次の質問はと思ったのですが、取りあえず年間で約500万円近くはかかるのですね、今のところ。

最後の質問なのですが、実際問題このコンビニ交付、どのぐらいの利用率を目標にしているか。そこだけ答えてもらって終わりにしたいと思うのですが。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 先ほど、小林議員のほうから主要施策の成果なり主要事業の概要のほうの窓口交付件数のお話はありましたけれども、そちらの件数でいきますと、実はコンビニ交付を対応していないものもあるというようなことで、例えば改製原戸籍というようなものであったり、除籍の謄抄本、それと税の関係で言えば資産税関係の証明というのはコンビニ交付の対象としていません。これは、他市町も同様でございます。それなので、年間交付枚数につきましては1万500枚というようなことで推計をいたしまして、窓口のもろもろの今のところの実績です。推計いたしまして、令和8年度は実装後2か月で120枚、パーセンテージで言うと1.1%、令和9年度は1,400枚、パーセンテージにしますと13.3%、令和10年度は2,300枚、パーセンテージで言うと21.9%というようなことで、コンビニ交付へ移行する割合の目標値ということで考えてございます。なお、こちらは地域未来交付金の申請にそういった目標値もやはり必要であるということで、申請したものをとお答えさせていただきました。

以上です。

○荒井英世議長 小林議員。

○8番 小林武雄議員 以上で私の今回の質問、ちょっと時間がオーバーしてしまったので、時間の配分がちょっと足らなかったか。

以上で質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休 憩 (午後 0時02分)

---

再 開 (午後 1時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、須藤稔議員。

なお、質問の時間は30分です。

須藤稔議員。

[2番 須藤 稔議員登壇]

○2番 須藤 稔議員 通告4番、議席番号2番、須藤です。よろしくお願いいたします。私も今まで、高瀬舟の件で民研といろいろ関わってきたということで今回質問させていただきますが、この高瀬舟は平成14年頃ですか、国の補助制度を利用して高瀬舟の復元が可能となりましたが、やはりこれは行政ではできないということで、申請は各団体単位で申し込まなければならないことから、民俗研究会が主体となって町の事務的な支援の下、復元が実現いたしました。そのような形で、平成16年で茨城県境町ですか。今、ふるさと納税で一番あるというところ、そこで建造されて、そして翌年の17年に谷田川において進水式が行われたという経過があります。その後、各行事や展示を通じて、町の舟運の歴史や地域文化を象徴する存在となっております。そして、今現在では民俗研究会の所有と伺っておりますが、その復元の経過については町も深く関わってきた経過があります。

高瀬舟の文化的価値については、町はどのように認識をしているのかお伺いをいたします。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 須藤議員、質問ありがとうございます。須藤議員のご質問にお答えいたします。

民俗研究会が所有している高瀬舟は、平成17年に文化庁のふるさと文化再興事業の地域伝統文化伝承事業の助成を受けて、実物の3分の1の大きさを建造されたものでございます。建造費は、高瀬舟のほか、田舟、揚舟を含めて582万7,500円で全額国庫補助でございます。事業者は、民俗研究会を主体とした板倉町伝統的水郷空間活性化委員会と認識しております。町の指定文化財ではございませんが、レプリカであっても、歴史的価値、社会的価値は十分に認められると思います。具体的にどのように運用するかということによって、

社会的な価値は変わってくると考えております。教育的な価値から考えますと、江戸時代の物流拠点としての歴史を学ぶ生きた教材になることが期待できます。

今後の利活用についてでございますが、先に板倉町民俗研究会から町長へ要望書が提出されたことを受け、町執行部で検討いたしました。町制施行70周年記念式典や水文化スタンプラリー、板倉まつり、町民文化祭で公開され、好評を得たことを踏まえ、文化財資料館にて保管を行い、多くの見物客が来るシダレザクラの見頃の季節に公開できるとよいのではないかと考えております。文化財資料館には職員が常駐しておりますので、町のほかの文化財と併せ、来館者へ詳細なご説明をすることが可能になると考えます。

今回、高瀬舟の移動のために、トレーラーに積み込むための枠を作成しております。もし仮にほかの自治体などから貸出しの希望があれば、移送費を借用者負担で貸し出すことも可能かと考えます。その後についても民俗研究会と調整をしながら、高瀬舟についてまずは多くの方に知っていただけるように、情報発信の協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 今、いろいろと使用ですか、そういうのを伺いましたが、民俗研究会の方もやはり高齢になりまして、そして保存だとか展示、民俗研究会でこれを維持したり、いろいろとやっていくのも大変だというお話を聞いております。そのような形で、今後、高瀬舟とどのように町は関わっていくのか。また、民俗研究会が無理だということになりますと、町が今後それをどのように考えたり、保存したり、そういうものは考えているのでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 要望書を含めて、いろんな場所を保管場所等について検討させていただいております。その中で、今現在、文化財資料館のほうに一旦揚舟を返して、この後シダレザクラの時期が来る、そのときに民俗研究会の方たちがそこから、まだ外に出ている状況なのですが、そこで帆を立てて皆さんに知っていただくというような計画もあるようです。この後についても民俗研究会と調整をしながら、先ほど申し上げましたが、まずは情報発信をしていくことで、高瀬舟の文化価値を皆さんに知っていただく機会を持ちたいと考えております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろんな活用方法はありますが、今回、中央公民館から文化財資料館に移ったという形であります。今度、薬師堂が33年の開帳期に当たるということで、地域の人たちもそれを飾ろうということをおっしゃっております。そして、それをどこにという形をちょっと決めて、あそこというのは今現在のところかなと。できれば、幾らかもう少し人の目につくところでもよいのではないかといい形は、地域の方がちょっとおっしゃっているのです。そのような形で、33年の前はお稚児というのかな、そういう行列があったということで、今回はその33年に当たるので、今度はそういう形でイベント方式にちょっと考えているのだということで、またいろいろと今までと違ってシダレザクラの時期にちょうちんを飾ったり、そのちょうちんの中に可能であれば電気もつけたいという形をおっしゃっております。そんな形で、町のPRに欠かせないことをやってくれるわけです。そのような形で、町のほうもそういうものに対してやるという、そういう民俗研究会と

地元の方の要望が出ているので、その方たちに対して町のほうはどのような支援だとかというのは考えているのか、どんなふうでしょうか。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 高瀬舟については、私も実は詳しく見たことがなかったというのが実情でございまして、たまたま今年の1月31日まで70周年の記念の年ということで、民俗研究会がお持ちの高瀬舟をお借りして町が展示をさせていただいたという認識であります。今回、枠を造って移動ができやすいようにということで町が費用を出して、運搬の費用も町負担でお借りをしたというような状況でございまして、それを要望書の中では、例えば公民館のところに屋根を造っておいてくれというようなお話もありました。トレーラーをナンバーつけてどこでも動かせるようにしてほしいとか、いろいろ要望はいただいたところなのですが、町の執行部、課局長といろんな相談をしながら、あそこに例えば屋根だけつけるとまた結局風雨にさらされる。逆に言えば、一度同じところに戻して使うたびに移動、今回は枠も造ってあるので、70周年でお借りするときに運搬したような手間は、お金のほうも含めて少なく済むのではないかとということで、近々、シダレザクラのシーズンも参りますし、そこに置いておくのが一応ベターだというような結論を出して、そこにまた置いておくことにいたしました。加えて言いますと、ちょっと穴が開いていたり、保管場所にしましたので、これも町のほうで予算を取って、しっかりと守るという意味も含めて直すということになっておりますので、民俗研究会さんと一応相談をしながら、例えばどこからか貸出し依頼があれば貸し出す。それは民俗研究会さんがよいと言えばいいところですが、今後の活用等については民俗研究会さんと話し合いながら協議を進めていければいいかなというふうに思っています。決して置場がないから戻したよとかという、そういう単純なものではございませんので、ご理解いただければというふうに思います。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 展示にかかわらず、あるいは要するに観光だとかそういう町のPRになるという形であります。今後どのような形で、また民俗研究会がこれを出そうと言わなくてはできないのか。また、町側は町側なりで、こういうときに出したほうがよいのではないかと、そういう形などが今後、町側から要望があれば民俗研究会も協力はするという形を聞いております。そんな形で、いろんなイベントの形には、ぜひともこの板倉町のメインというかな、揚舟なんかは本当にいろいろと知られております。そういうのが一緒にうまく活動というのか、何かできないだろうかという話も聞いております。そんな形で、利活用を町とすると、ぜひともお願いしたいという形を民俗研究会も言っております。

それにつけて、農具ですか、漁具ですか。それが今現在、資源化センターに置いてあるわけなのです。これも過去には西地区の資料館で展示や、また県の登録というのですか、そういう話もあったと。さらには博物館構想もあったと聞いております。そのような形で、揚舟などは歴史的な価値が高いとも言われております。一方で、これらを不用物という見方もあります。しかし、言わばこの地域資源は、宝の山という話も聞いております。

そこで伺いますが、町として、これらの農具、漁具類は、これも高瀬舟と同様、どのように認識をしているのかお伺いをいたします。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 民俗研究会で保管されている民俗資料は、農具351個、116種類、漁具53個、18種類、日用品292個、159種類、織物93個、24種類、そのほか9個、6種類がございます。民俗研究会が収集、所有しているものでございます。現在は、町が旧資源化センターの倉庫を提供しており、平成30年度から現在の場所に保管されております。

今後の利活用におきましては、民俗研究会が中心となって考えていただくこととなりますが、数多くの民具があるため、団体の方には、将来的な活用方法や民具の選別について検討していただいているところがございます。町といたしましても協力していきたいと考えております。

先ほど須藤議員がおっしゃるとおり、板倉町には、このほかにも多種多様な文化財がございます。貴重なそれらの文化財の保存、活用に向けて様々な工夫をしておりますが、まだまだ十分とは言えません。しかし、この大切な文化財を次の世代に引き継いでいくためには、大人はもちろんですが、次世代を担う子供たち、幼いうちから身近にある文化財と触れて、文化財への関心を高め、興味が深められるような活動をたくさん肌に取り入れ、または肌で感じるような学習の機会を設けていくことが重要だと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろと大切なということでお伺いをいたしました。また、70周年記念事業で展示されたものや、またこの資料館にあるもの、これを民俗研究会の方が整理をして、いろいろ今後やっていくという話を聞いております。その整理をした歴史的な資料、地域の宝というのですかね、保管によっては、あれは本当にごみだと言う人もおります。しかし、あれは地域では大切なものだという方もおります。それらを今後どのように、整理した後、展示をどこにしていくなのだ。また、展示をしたら、どのようにそれをまた活用の形を、公開とか何かするのかということをお伺いをしたいのですが。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 保管をされている民具だけについてですが、数多くの民具がございます。せっかくの大切な資料でありますので、誰でも見に行き、その情報、知識、どんなものなのか、どんな価値があるのか分かるように、今現在、民俗研究会の方たちがどれを、116種類ある中に同じ種類のもの、農具に関して言えば116種類の中に351個のものが保管されております。その中で、どれを展示して、例えば農具だったらどんな展開をしていくことが情報発信するのにいいのかということをお伺いを今現在、民俗研究会の人たちが選りながら検討を進めているところでございます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 今、民俗研究会の方が選んでということですが、そうすると民俗研究会が選ぶにもちょっとやはり大変な思いがあります。選ぶのに対して幾らか行政が、これはどうという形は考えているでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 文化的な資源ということですが、まず集めるときにどんなものを集めようかという、全てのものを集めたということは聞いておりません。選びながら集めていると思いますので、民俗研究をされている方たちですので、そういった農具とか、農家の方もたくさんいらっしゃいます。それについてどんな使い方をしたのかという情報は、民俗研究会の方が御承知です。先生となって指導するところもできるかと思います。数多くのをどこに飾るのかというところで選定する数も変わってくると思うのですが、今のところ南小学校の空き教室をお借りして、そこに見たいという方がいたら展示を迂回するような形で見学というのですか、見に行けるような展示方法を考えているところでもあります。そのほかに学校教材としても活用できるところもあるのかな。また、消防のポンプ車、だいぶ昔のポンプ車がございいますが、明治後期の消防器具も大切に保管されているところでもございします。聞くところによると水が出るような状態で管理されているということもありますので、いろんなところと検討していきながら進めていかなくてはならないのかなというふうに考えております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 そういう形で展示をしていくという形も考えていると。しかし、選ぶに対してもある程度の面積がどのくらいあるのかと。選んでしまったらまたその中から選ばなくてはならないとか、おおよその面積を町とすると検討はしているのでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 民俗研究会の役員さん、また総会の中でも担当と会議を開いて検討しているところがございます。その中で、南小学校の空き教室、2部屋ございます。今使っていない2部屋、きれいな場所があるのですが、机をなくすとだいぶ、ごめんなさい、今は面積が分からないのですが、広い教室がございします。それを2部屋使って展示するような方向でご相談をさせていただいて、民研の方たちはいろいろお話をする中で進めているところであると聞いております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろんな形で2部屋ってかなり広いと思います。そのような形で、今現在、私も民研から相談を受けていて、要らなくなったものは逆に処分しますからという話を聞いております。そして、その処分というのも、皆さんがどこかでいろいろとそういうものが欲しい、情報を出して、残ったものが欲しいというところを何らかの形でPRをしていただくと、民俗研究会もせっかく集めたものが一点でも無駄にならないなという。それが全部処分という形になると、だからどこからかそういう情報を聞き出してくださいという話もありました。そのような形で、この情報を皆さんで、行政も処分する場合はこういう形で、処分が民俗研究会で、このものに対しては処分しますから、もし欲しい方がおりましたらあげるといって、そういう情報などをもっと出していただければ民研のほうも助かるような気がいたします。そのような形はどうでしょうか。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 今、処分というお言葉をちょっと感じたところではありますが、皆さんが長い年月かけて集めたものでございます。整理という形で、皆さんによく見ていただきたいという気持ちの

中で、いろいろ研究を重ねているところでございます。

それで、学校教育に関してなのですけれども、今年、小学校の3年生を対象に、町を代表する揚舟の体験授業を始めたところでございます。揚舟乗船と併せ、水場の風景を守る会に協力をしていただき、揚舟の歴史や町の水文化について学習したり、水郷公園内を散策して、水場に自生する植物や野鳥について学んだり、郷土への興味、関心が高まるような学習を行ってまいりました。この事業は、次年度以降も継続して行う予定であります。民俗研究会が所有している文化資料につきまして、団体と調整を行い、以前は西小学校の児童が川田での耕作体験を行う際に活用しておりました。教育的に価値のある資源と考えておりますが、民俗研究会の高齢化により、残念ながら実施するのが困難になっていると聞いております。さらに、学校との調整は必要であります。例えば小学3年生の社会科の授業の中で、昔の暮らしを学習する時間がございまして、そこで、民俗研究会が所有する民具に実際に触れたり、使い方を教えてもらうなどの体験を通して、昔の人の知恵や生活の工夫について学ぶことができると思います。これは、地域愛を醸成する効果を期待することも考えられております。

先ほどの農具なのですが、社会教育活動で公民館に集まろうという活動がございまして、小中学生を対象とした授業ですが、そこで体験学習の時間がございまして、例えば農業に関する民具を活用して、これも集めた中にあります千歯扱きによる脱穀、足踏み脱穀機での扱き、唐箕を利用した米の選別、杵、臼を使用した精米などのお米作りの流れに関する講座を実施して、町の代表となる農産物の米について学習することもできると思います。今後も民俗研究会や学校関係者と調整を図りながら、うまく使えるように検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 学校教育の一環として使っていただけるということで、民研の方も本当にありがたいなというふうに思います。

高瀬舟は、農具、漁具というのですか、教育の枠にとどまらず、町の魅力をやはり発信する資源でもあります。観光資源やまちづくりの観点からも、今後、町の資源としてどのように位置づけをして生かしていこうとするのか、最後に町長のお話を聞いて、質問を終了させていただきます。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 高瀬舟、また民具、漁具につきましては、大前提として民俗研究会の所有のものであるというのがございまして、町は、保管場所を提供し、また運搬するときに費用も出すという形で協力をさせていただいているという立場と理解をしております。民俗研究会の方が、なかなかちょっと持て余すよという部分につきまして、こちらは協力するところはしていきたいし、また展示場所も今後、資源化センターから南小学校等に移して展示もするという形に移していくということで、最低限のご協力はさせていただいておりますし、高瀬舟をどうやって活用するかということに当たって、あれをどうやって川に浮かべるのか。川に浮かぶのか、そもそもという部分もございまして、それも町が全部負担をして修繕をしなければいけないのか。そういったところもやはり、いろいろ調整はしなければいけないというところでございまして、船を浮かべるにしても、どうやって川面に浮かべるのか、それをどうやって回収するのか。考えるといろいろ問題が出てきますので、そんな簡単になかなか答えが出せるものでもございませぬので、

できれば民俗研究会が今後も長く続いていくために、若い世代の方も取り込みながら民俗研究会を持続していただき、お互い町と民俗研究会とで協力をし合いながら、利活用については考えていくのがよろしいのかなというふうに思っております。せっかく、須藤議員も民研に入っていただいたということですので、ぜひ後継者を育てていただければありがたいというふうに思っているところです。

○2番 須藤 稔議員 ありがとうございます。

一般質問終わります。

○荒井英世議長 以上で須藤稔議員の一般質問が終了しました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時32分)

---

再 開 (午後 1時40分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について

○議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○荒井英世議長 日程第2、議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について及び日程第3、議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての2議案を一括議題といたします。

この2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました補正予算関係2議案について、3月6日の本会議終了後に審査を行いましたので、その経過及び結果を申し上げます。

初めに、審査の経過について申し上げます。担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査の結果について申し上げます。議案第10号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第10号及び議案第11号の2議案については、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号の2議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することに決定いたしました。

これより議案第10号及び議案第11号の2議案を一括して採決いたします。

本2議案に対する委員長報告は、全て可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第10号及び議案第11号の2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○荒井英世議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月19日午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 1時44分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 4 日)

# 令和8年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和8年3月19日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について  
日程第 2 議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 3 議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
日程第 4 議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について  
日程第 5 議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について  
日程第 6 閉会中の継続調査、審査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	小林武雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	荒井英世	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
荻野剛史	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
長谷見晶広	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
栗原正明	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長

福	知	光	徳	会	計	管	理	者		
石	川	由	利	子	教	育	委	員	会	長
栗	原	正	明	農	業	委	員	会	長	

---

○職務のため出席した者の職氏名

新	井	智	事	務	局	長											
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長							
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	兼	議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告をいたします。

予算決算常任委員長から提出されました委員会付託案件の審査報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算について

○議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

○議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

○議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算について

○議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算について

○荒井英世議長 日程第1、議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました、令和8年度当初予算関係5議案について、3月11日、12日、16日及び17日の4日間にわたり審査を行いましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

初めに、審査の経過について申し上げます。予算の概要及び主な重点施策についての審査を冒頭に割り当て、その後、課局別による審査を行い、それぞれ担当課局長及び係長等からの説明を受け、質疑応答を重ねました。また、審査最終日には予算案全般に関する総括質疑を行い、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査の結果について申し上げます。

議案第12号 令和8年度板倉町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 令和8年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和8年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和8年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議案第16号 令和8年度板倉町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第12号から議案第16号までの5議案については、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの5議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することに決定いたしました。

これより議案第12号から議案第16号までの5議案を一括して採決いたします。

本5議案に対する委員長報告は全て可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第12号から議案第16号までの5議案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ○閉会中の継続調査、審査について

○荒井英世議長 日程第6、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お配りしたとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○荒井英世議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。

荒井議長も声がおかしいというような話ですが、ちょっと私も鼻詰まりと申しますか、声があまりよく出

なくて、お聞きづらいところもあろうかと思うのですが、ご容赦いただければというふうに思います。

先ほど皆様のほうから、こちらが上程させていただいた諮問2件、承認3件、議案16件、原案可決いただきまして、誠にありがとうございました。

おかげさまをもちまして、4月からの新年度予算の執行ということで、しっかりと結果を出していきたいというふうにも思っております。

それと、先ほど事務局のほうから配付されたかと思うのですが、来年度の人事を決定をいたしましたので、議員の皆様にも周知をさせていただいたところでございます。

今、新聞等を見ますと、昨日群馬県議会が終わったりと、またネットニュース等でほかの県の話の聞くと、なかなか予算が通らなかつたりという部分が多く散見されましたけれども、今回皆さんにいろいろ審議をいただいた中で、ご理解をいただけて大変ありがたく思っているところであります。

3月に入ってからだいぶ暖かい日も続いておりまして、桜の便りも聞こえてきているところであります。東京も今日あたりが桜の開花日になるだろうというふうに言われておりまして、昨日の夕方時点では2輪しか咲いていなかったの、開花発表にはならなかったというところでございますけれども、確実に今日で開花の発表が出るのかなと思っております。群馬県、またこの地域については、多少遅れてくるのでしょうか、いいタイミングで卒業式であったり、入学式にかぶると大変よい思い出になる式になるかと思うのですが、ちょうど中途半端な時期になってしまうのかなというようなことは思っているところでもあります。

ただ、新年度を見ていきますと、総活質疑のときにも話をしたのですが、北地区のほうがいぶ皆さん元気に動いていらっしゃる、北小学校、また北部公民館を使った催しというのをご招待をいただいているところでもありますし、たまたまいろんな行事が4月の頭はかぶってきて、全てに参加できるわけではないのですが、呼ばれたところに関しましては、ぜひ顔を出して、皆さんの頑張りとというのは見ていきたいなというふうに思っております。なかなかこうしてくれ、ああしてくれというような要望は各方面からはいただくところなのですけれども、全てが町でできるわけではございませんので、地域でこういうことをやるから町もちょっとやってくれとか、町長もちょっと見に来てくれよということに関しましては、大変うれしく思って、なるべく行けるところには行きたいなというふうにも思っています。

それと、旧南小についても、今、代々木学園のほうで不登校児等の特別支援の学校を運営しているところなのですけれども、まだ今、1人しかいない中で、来年度は7人新たに入校されるということで、ほっとしているところですし、逆にそういった本当は学校はないほうがいいのかもかもしれませんけれども、どうしてもやっぱり時代なのか分かりませんが、心、精神的に参ってしまっている子供、大人も参っている人も多いのかなというふうには思っておりますけれども、そういったものが今後なくなっていくとよいと思うのですけれども、国なり、人なり、みんな豊かになればなるほど、自己の幸せを追い求めていく中で、それがコミュニティの崩壊につながっていったりという部分もございまして。

須藤議員のほうからも行政区の脱退ということで、大量に行政区から脱退をされている人もいるというふうなご指摘もいただく中で、当然区長さんのほうからそういった指摘はいただいているところなのですけれども、役員をやりたいくないですか、それが一番大きな部分、面倒事には関わりたくないというような意識があるのかなというふうには思っているのですけれども、入れば入ったで、よいことというのはたくさんあ

ると。それがなかなかアピールできていないという部分も多いのかな。マイナス面だけで考えたときに、入らないほうが損得勘定でいけば得だというようなことが考えられているのかなというふうに思っているところでもありますので、今後も町の課題として、そういった行政区、加入者、転入されてきた方にはぜひ行政区に入っていただきたい。また、抜けるという方に対しては何とか引き止められるようなことができればよいのかなというふうに思っております。

実際にごみステーションの問題とかでも、脱退された方に使わせないほうがよいのではないかと、使わせるなどか、そういった話も聞こえてくるのですけれども、それは行政サービス上できませんので、区費だけは払って、ごみステーションだけは使わせてもらうけれども、役員はやりたくないとか、いろんな条件付きの区民の方もいらっしゃるというような話も聞いているところです。

そういった苦肉の策も含めた何かしらのアイデアで、コミュニティというのをしっかりと残していかないと、町が主催させていただいているスポーツフェスティバルなり、板倉まつりなり、運動会なりというのは、やっぱり行政区の皆さんのお力がなければ実行できませんので、「何でやらないんだ」、「いや、いや、皆さん行政区に入っていないくて、そういった周知ができないじゃないですか」というようなことも今後出てこないとも限りませんので、そういった面を含め、地域の一体感というのを今後も醸成していくためにも、議員の皆様には日頃の活動をしっかりと頑張っていたいただければというふうに思っているところでもあります。

今日、こうやって皆さんお元気そうで、議長は声がおかしいということですがけれども、これから3月、いろんな総会であったり、4月に入れば歓送迎会等でいろいろ出ていく機会が増えようかと思うのですけれども、私みたいにならないように日頃から気をつけていただければありがたいというふうに思います。

皆さんのこれからの議員活動を頑張ってくださいことを祈念いたしまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○荒井英世議長 以上をもちまして令和8年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時13分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年5月13日

板倉町議会議長 荒 井 英 世

①署名議員 永 田 亮

②署名議員 須 藤 稔